

番号	調査項目		調査方法	判定基準 現地調査評価表(別紙1-2)記入要綱
10	敷地及び地盤			
10010	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること 該当する塀の有無 1:有り 5:無し 劣化状況 1:著しいひび割れ、破損・傾斜 5:問題なし
10020	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること 無記入:対象なし 1:かなり劣化している(倒れ・クラック・土砂流出) 3:一部劣化している(部分的なクラック等) 5:問題なし
10030	舗装の劣化	舗装の劣化	目視により確認する	1:かなり劣化している(亀裂・大きな起伏多数) 3:一部劣化している(部分的) 5:問題なし
10040	U字溝の劣化	U字溝の劣化	目視により確認する	1:かなり劣化している(U字溝の沈下・蓋の脱落・大きな段差など) 3:一部劣化している(部分的) 5:問題なし
10050	門扉の劣化	門扉の劣化	目視により確認する	1:かなり劣化している(倒れ・大きな破損・開閉困難など) 3:一部劣化している(部分的な破損・開閉に多少難あり) 5:問題なし
10060	フェンスの劣化	フェンスの劣化	目視により確認する	1:かなり劣化している(サビ破損多数・倒れなど) 3:一部劣化している(部分的) 5:問題なし
10070	フェンス基礎の劣化	フェンス基礎の劣化	目視により確認する	1:かなり劣化している(かけクラック多数・支柱のぐらつきなど) 3:一部劣化している(部分的なクラック等) 5:問題なし
10080	近隣への砂塵対策状況	近隣への砂塵対策状況	目視により確認する	1:無し 5:有り(防砂ネット)
10090	近隣への球の侵入対策状況	近隣への球の侵入対策状況	目視により確認する	1:無し 5:有り(防球ネット)
20	建築物の外部			
20010	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること 1:要是正 5:指摘なし
20020	土台(木造に限る。)	土台の劣化及び損傷の状況	目視及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし
20030	外壁	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する
20040		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	れんが、石等に割れ、ずれ等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する
20050		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する
20060		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する

## 現地調査評価表(別紙1-2)記入要綱

番号	調査項目		調査方法	判定基準 現地調査評価表(別紙1-2)記入要綱	
20070		躯体等 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する	
20080	外壁	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認し、その他の部分は必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し、異常が認められた場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。 ただし、竣工後、外壁改修後若しくは落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施した後10年を超え、かつ3年以内に落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的なテストハンマーによる打診等を実施していない場合にあっては、落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分を全面的にテストハンマーによる打診等により確認する。 (3年以内に外壁改修等が行われることが確実である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く)	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る・落下時危険位置に有る 3:一部有る(部分的)・落下時危険位置に無 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する	
20090		外装仕上げ材等	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	ひび割れ、欠損等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する
20100		金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること 無記入:対象なし 1:かなり有る 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する	
20110		コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する	
20120		塗装の浮き・剥離	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	無記入:対象なし 1:かなり有る(段差・はがれ多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する	
20130	窓サッシ等	窓サッシ等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は開閉により確認する	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること 無記入:対象なし 1:かなり有る(作動が困難・漏水のおそれ有り、腐食、変形) 3:一部有る(作動に多少難有り) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する	
20140	外部金物	鉄部のさび(鉄骨外部階段等)	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する	
20150	外壁	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	機器本体に著しい錆又は腐食があること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし

現地調査評価表(別紙1-2)記入要綱

別紙1-1-1

番号	調査項目		調査方法	判定基準 現地調査評価表(別紙1-2)記入要綱
20160	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし
20170	外壁(軒天井) 外装仕上げ材等	躯体等	軒天井等部分のクラック	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する
20180		軒天井等部分のコンクリートモルタルの浮き・欠損	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する 無記入:対象なし 1:かなり有る・落下時危険位置に有る 3:一部有る(部分的)・落下時危険位置に無 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する	
20190		軒天井等部分の塗装の浮き・剥離	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する 無記入:対象なし 1:かなり有る(段差・はがれ多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する	
20200		軒天井等部分の漏水跡	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※外壁の各方位(東・西・南・北)について評価し、平均点を算定する	
30	屋上及び屋根			
30010	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし
30020		防水層の老朽化状況	目視により確認する	無記入:対象なし 1:かなり劣化している(亀裂・膨れ・浸水など) 3:一部劣化している(部分的) 5:問題なし
30030	屋上周り(屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	モルタル等の仕上材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし
30040		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし
30050		金属笠木の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし
30060		排水溝(ドレーンを含む。)の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし
30070		排水溝・ドレーンのつまりの状況	目視により確認する	無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし
30080	屋上周り(屋上面を除く。)	ハト小屋の老朽化状況	目視により確認する	無記入:対象なし 1:かなり劣化している(全体) 3:一部劣化している(部分的) 5:問題なし
30090	屋根	屋根の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する	屋根ふき材に割れがあること又は緊結金物に著しい腐食等があること 無記入:対象なし 1:全体 3:一部(部分的) 5:問題なし

番号	調査項目		調査方法	判定基準 現地調査評価表(別紙1-2)記入要綱	
30100	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること (高架水槽、アンテナ、空調室外機等) 無記入:対象なし 1:かなり劣化している(使用上の支障有り) 3:一部劣化している(使用上の支障はない) 5:問題なし	
30110		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること (高架水槽、アンテナ、空調室外機等) 無記入:対象なし 1:かなり劣化している(使用上の支障有り) 3:一部劣化している(使用上の支障はない) 5:問題なし	
30120	屋上金物の劣化	配管ラッキングのサビ	目視により確認する	無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし	
30130		手摺の老朽状況	目視により確認する	無記入:対象なし 1:かなり劣化している(安全上の支障有り) 3:一部劣化している(安全上の支障はない) 5:問題なし	
30140		EXP・J金物の老朽化状況	目視により確認する	無記入:対象なし 1:かなり劣化している(安全上の支障有り) 3:一部劣化している(安全上の支障はない) 5:問題なし	
30150		トフライトの老朽化状況	目視により確認する	無記入:対象なし 1:かなり劣化している(漏水、落下のおそれ有り) 3:一部劣化している(使用上の支障はない) 5:問題なし	
30160		屋上 外部金物	トフライトの転落防止策有無	目視により確認する	無記入:対象なし 1:無し 5:有り
40	建築物の内部				
40010	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第10項に規定する外壁等及び同条第11項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	令第112条第10項に規定する外壁等、同条第11項に規定する防火設備に損傷があること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし
40020	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40030			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	れんが、石等に割れ、ずれ等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40040			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40050	壁の室内に面する部分	躯体等	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40060			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する

番号	調査項目		調査方法	判定基準 現地調査評価表(別紙1-2)記入要綱
40070	床	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40080		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	鋼材に著しい錆、腐食等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40090		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること 無記入:対象なし 1:かなり有る(多数) 3:一部有る(部分的) 5:問題なし ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40100	天井及び特定天井の劣化	天井の老朽化状況及び特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認し又はテストハンマーによる打診等により確認する	室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること、また天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること 無記入:対象なし 1:かなり劣化している(仕上材の落下・下地の露出など) 3:一部劣化している(仕上材の破損など) 5:問題なし ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40110	石綿等を添加した建築材料	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし
		※対象校及び該当箇所 施設対象外		
40120	内部建具の老朽化状況	内部建具の劣化、防火シャッター、防火戸の劣化	目視により確認する	無記入:対象なし 1:かなり劣化している(破損のおそれ・全体的な劣化・使用上の支障あり) 3:一部劣化している(部分的) 5:問題なし ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40130	内部建具の作動状況	内部建具の動作状況、防火シャッター、防火戸の動作状況	目視により確認する	無記入:対象なし 1:作動しない・作動が困難 3:多少難あり 5:問題なし ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40140	すりガラスの有無	すりガラスの有無	目視により確認する	内部木製建具に取付られた、割れ易い曇りガラス 無記入:対象なし 1:有り 5:無し ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40150	ガラスの劣化ひび割	ガラスの劣化ひび割	目視により確認する	無記入:対象なし 1:有り 5:無し ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40160	照明器具取付金物等の劣化・ゆるみ	照明器具取付金物等の劣化・ゆるみ	目視により確認する	無記入:対象なし 1:かなり有る(機器の傾き・取付金物の脱落など) 3:一部有る(取付金物のゆるみなど) 5:問題なし ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40170	吊り下げ式照明の有無	吊り下げ式照明の有無	目視により確認する	無記入:対象なし 1:有り 5:無し ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する

現地調査評価表(別紙1-2)記入要綱

別紙1-1-1

番号	調査項目		調査方法	判定基準 現地調査評価表(別紙1-2)記入要綱
40180	足がかりとなる固定棚等の有無	足がかりとなる固定棚等の有無	目視により確認する	無記入:対象なし 1:有り 5:無し ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40190	不自由な段差の有無(玄関・廊下・トイレ)	不自由な段差の有無(玄関・廊下・トイレ)	目視により確認する	無記入:対象なし 1:有り 5:無し ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40200	手摺の有無(階段・トイレ)	手摺の有無(階段・トイレ)	目視により確認する	無記入:対象なし 1:無し 5:有り ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40210	空調機の有無	空調機の有無	目視により確認する	無記入:対象なし 1:無し 5:有り ※室・廊下毎に評価し、平均点を算定する
40220	体育館のバスケットゴールの劣化・ゆるみ	体育館のバスケットゴールの劣化・ゆるみ	目視により確認する	無記入:対象なし 1:かなり有る(機器の傾き・取付金物の脱落など) 3:一部有る(取付金物のゆるみなど) 5:問題なし
50	避難施設等			
50010	避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する	著しい錆又は腐食があること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし
50020	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	歩行上支障があるひび割れ、錆、腐食等があること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし
50030	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視により確認する	防煙壁にき裂、破損、変形等があること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし
60	その他			
60010	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし
60020	煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし
60030		付帯金物の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する	付帯金物に著しい錆、腐食等があること 無記入:対象なし 1:要是正 5:指摘なし

## 特定建築物等の調査方法、判定基準

特定建築物等の調査方法、判定基準は、平成20年国土交通省告示第282号に示されている。

## 別表第一

(赤字表示：令和7年7月以降の改正部分)

	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
<b>1</b>	<b>敷地及び地盤</b>			
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	目視又はこれに類する方法(以下「目視等」という。)により確認する。	建築物周辺に陥没があり、安全性を著しく損ねていること。
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	目視等により確認する。	排水管の詰まりによる汚水の溢れ等により衛生上問題があること。
(3)	令第128条に規定する通路(以下「敷地内の通路」という。)	敷地内の通路の確保の状況	目視等により確認する。	敷地内の通路が確保されていないこと。
(4)		有効幅員の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	敷地内の通路の有効幅員が不足していること。
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	目視等により確認する。	敷地内の通路に支障物があること。
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第61条又は令第62条の8の規定に適合しないこと。
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	目視等又は下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	著しい傾斜若しくはひび割れがあること又は目地部より土砂が流出していること。
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況	目視等により確認するとともに、手の届く範囲は必要に応じて鉄筋棒等を挿入し確認する。	水抜きパイプに詰まりがあること。
<b>2</b>	<b>建築物の外部</b>			
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	地盤沈下に伴う著しいひび割れがあること又は建具開閉等に支障があること。
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	礎石にずれがあること又はコンクリート面に鉄筋露出若しくは著しいひび割れ、欠損等があること。
(3)	土台(木造に限る)	土台の沈下等の状況	目視等及び建具の開閉具合等により確認する。	土台にたわみ、傾斜等があること又は建具開閉に支障があること。
(4)		土台の劣化及び損傷の状況	目視等及び手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(5)	外壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	法第23条、第25条又は第61条の規定に適合しないこと。
(6)		木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(7)		組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	れんが、石等に割れ、ずれ等があること。
(8)		補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	目地モルタルに著しい欠落があること又はブロック積みに変位等があること。
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。

(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(11)	外装仕上げ材等	開口隅部、水平打継部、斜壁部等のうち手の届く範囲をテストハンマーによる打診等（無人航空機による赤外線調査であつて、テストハンマーによる打診と同等以上の精度を有するものを含む。以下この項において同じ。）により確認し、その他の部分は <b>目視等</b> により確認し、異常が認められた場合にあつては、 <b>全面打診等</b> （落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分の全面的な打診等をいう。以下この項において同じ。）により確認する。  ただし、竣工後、外壁改修後又は <b>全面打診等</b> を実施した後10年を超え、最初に実施する定期調査等にあつては、 <b>全面打診等</b> により確認する。  （3年以内に実施された <b>全面打診等</b> の結果を確認する場合、3年以内に外壁改修等が行われることが <b>確実</b> である場合又は別途歩行者等の安全を確保するための対策を講じている場合を除く。）	外壁タイル等に剥落等があること又は著しい白華、ひび割れ、浮き等があること。	
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	<b>目視等</b> により確認する。	ひび割れ、欠損等があること。
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	<b>目視等</b> により確認する。	パネル面又は取合い部が著しい錆等により変形していること。
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況	<b>目視等</b> により確認する。	錆汁を伴ったひび割れ、欠損等があること。
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	<b>目視等</b> 又は開閉により確認する。	サッシ等の腐食又はネジ等の緩みにより変形していること。
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	触診により確認する。	昭和46年建設省告示第109号第3第4号の規定に適合していないこと。
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	<b>目視等</b> により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	<b>目視等</b> により確認し又は手の届く範囲をテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
<b>3 屋上及び屋根</b>				
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	<b>目視等</b> により確認する。	歩行上危険なひび割れ若しくは反りがあること又は伸縮目地材が欠落し植物が繁茂していること。
(2)	屋上回り（屋上面を除く。）	パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況	<b>目視等</b> 及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル等の仕上材に著しい白華、ひび割れ等があること又はパネルが破損していること。
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	<b>目視等</b> 及びテストハンマーによる打診等により確認する。	モルタル面に著しいひび割れ、欠損等があること。
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	<b>目視等</b> 及びテストハンマーによる打診等により確認する。	笠木に著しい錆若しくは腐食があること又は笠木接合部に緩みがあり部分的に変形していること。
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	<b>目視等</b> 及びテストハンマーによる打診等により確認する。	排水溝のモルタルに著しいひび割れ、浮き等があること。

(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況	設計図書等により確認する。	
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	
<b>4 建築物の内部</b>				
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況 (堅穴区画)	設計図書等により確認する。	
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各々に規定する区画の状況 (面積区画・高層区画)	設計図書等により確認する。	
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況 (異種用途区画)	設計図書等により確認する。	
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	設計図書等により確認する。
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。
(6)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
(11)	壁 の 室 内 に 面 す る 部 分	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	設計図書等により確認する。	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 令第112条第1項、第4項から第6項まで又は第18項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第18項を除く。）の規定による防火区画一時間準耐火基準に適合しないこと。 (2) 令第112条第7項又は第10項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第7項を除く。）の規定による防火区画 令第107条の規定に適合しないこと。 (3) 令第112条第11項から第13項まで又は第16項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第11項から第13項までを除く。）の規定による防火区画 令第107条の2の規定に適合しないこと。
(12)		部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	各部材及び接合部に穴又は破損があること。
(13)		鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視等により確認する。	耐火被覆の剥がれ等により鉄骨が露出していること。
(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視等により確認する。	令第112条第20項若しくは第21項又は令第129条の2の4の規定に適合しないこと。
(15)	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	設計図書等により確認し、法第12条第1項の規定に基づく調査以後に法第6条第1項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視等により確認する。	令第114条の規定に適合しないこと。
(16)	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。	令第128条の5（令第128条の7第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第2項、第6項、第7項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。
(17)	床 躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	木材に著しい腐朽、損傷若しくは虫害があること又は緊結金物に著しい錆、腐食等があること。
(18)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	鋼材に著しい錆、腐食等があること。
(19)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	コンクリート面に鉄筋露出又は著しい白華、ひび割れ、欠損等があること。

(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
(20)	床 耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	設計図書等により確認する。  次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。 (1) 令第112条第1項、第4項から第6項まで又は第18項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第18項を除く。）の規定による防火区画一時間準耐火基準に適合しないこと。 (2) 令第112条第7項又は第10項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第7項を除く。）の規定による防火区画 令第107条の規定に適合しないこと。 (3) 令第112条第11項から第13項又は第16項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第11項から第13項までを除く。）の規定による防火区画 令第107条の2の規定に適合しないこと。
(21)		部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。  各部材又は接合部に穴又は破損があること。
(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	設計図書等により確認し、修繕等が行われ、かつ、点検口等がある場合にあつては、点検口等から目視等により確認する。  令第112条第20項若しくは第21項又は第129条の2の4の規定に適合しないこと。
(23)	天井 令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	設計図書等により確認する。  令第128条の5（令第128条の7第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第2項、第6項、第7項及び階段に係る部分以外の規定を除く。）の規定に適合しないこと。
(24)		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	目視等又はテストハンマーによる打診等により確認する。  室内に面する部分の仕上げに浮き、たわみ等の劣化若しくは損傷があること又は剥落等があること。
(25)		特定天井 特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。  天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等があること。
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。）	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。  令第112条第19項の規定に適合しないこと。
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。  令第112条第19項の規定に適合しないこと。
(28)		防火扉又は戸の開放方向	目視等及び設計図書等により確認する。  令第123条第1項第6号、第2項第2号又は第3項第10号（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第3項第9号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、第1項第6号、第2項第2号及び第3項第9号を除く。）の規定に適合しないこと。

	(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(29)	防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。)又は戸(以下この表において「常閉防火設備等」という。)の本体及び枠の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	常閉防火設備等の劣化又は損傷により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。	
(30)	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。	各階の主要な常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。	
(31)	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。	
(32)	常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況	目視等により確認する。	常時閉鎖した状態にある戸が開放状態に固定されていること。	
(33)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	目視等又は触診により確認する。	照明器具又は懸垂物に著しい錆、腐食、緩み、変形等があること。
(34)	警報設備	警報設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づく点検（以下「消防法に基づく点検」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	令第110条の5の規定に適合しないこと。
(35)	警報設備	警報設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	警報設備に著しい腐食、変形、損傷等があること。
(36)	スプリンクラー設備	令和6年国土交通省告示第284号第1第1号又は第2号ニに規定するスプリンクラー設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	火災の感知若しくは散水のために必要な設備が設置されていないこと又は設備の周囲の状況により火災の感知若しくは散水に支障があること。
(37)	スプリンクラー設備	スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、6月以内に実施した消防法に基づく点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	スプリンクラーヘッドに著しい腐食、変形、損傷等があること。
(38)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第28条第1項又は令第19条の規定に適合しないこと。
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	採光の妨げとなる物品が放置されていること。
(40)		換気のための開口部の面積の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	法第28条第2項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと。
(41)		換気設備の設置の状況	設計図書等により確認する。	法第28条第2項若しくは第3項、令第20条の2又は令第20条の3の規定に適合しないこと。
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	設計図書、分析機関による分析結果、目視等により確認する。	平成18年国土交通省告示第1172号各号に定める石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用していること。
(43)	吹付け石綿等の劣化の状況	3年以内に実施した劣化状況調査の結果を確認する。	表面の毛羽立ち、繊維のくずれ、たれ下がり、下地からの浮き、剥離等があること又は3年以内に劣化状況調査が行われていないこと。	

(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(44)	石綿等を添加した建築材料 除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況	目視等により確認する。	次に掲げる各号の何れかに該当すること (1) 増築若しくは改築を行った場合の当該部分、増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が令第137条に定める基準時（以下「基準時」という。）における延べ面積の2分の1を超える増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分において、吹付け石綿等の除去をしていないこと。 (2) 増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超えない増築若しくは改築を行った場合の当該部分以外の部分又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行った場合の当該部分以外の部分において、吹付け石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みをしていないこと。	
(45)	囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	石綿飛散防止剤又は囲い込み材に亀裂、剥落等の劣化又は損傷があること。	
<b>5 避難施設等</b>				
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	設計図書等により確認する。	令第120条又は第121条（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第120条を除く。）の規定に適合しないこと
(2)	廊下	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	幅が令第119条の規定に適合しないこと。ただし、令第129条第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(3)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。
(4)	出入口	出入口の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第118条、第124条、第125条又は第125条の2（令第129条第1項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第124条第1項第2号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第124条第1項並びに第125条第1項及び第3項を除く。）の規定に適合しないこと。
(5)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	目視等により確認する。	令第126条の規定に適合しないこと。
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第121条の規定に適合しないこと。
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況	目視等及びテストハンマーによる打診等により確認する。	著しい錆又は腐食があること。
(9)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	避難に支障となる物品が放置されていること。
(10)		避難器具の操作性の確保の状況	目視等及び作動により確認する。	避難ハッチが開閉できないこと又は避難器具が使用できないこと。
(11)	階段 階段	直通階段の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第120条、第121条、又は第122条（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ、全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては、令第120条を除く。）の規定に適合しないこと。

		(い) 調査項目	(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(12)	階段	幅の確保の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	令第23条、第24条又は第124条（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第124条第1項第2号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては令第124条第1項を除く。）の規定に適合しないこと。	
(13)		手すりの設置の状況	目視等により確認する。	令第25条の規定に適合しないこと。	
(14)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。	
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況	目視等、触診及び設計図書等により確認する。	モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。	
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第123条第1項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第1号及び第6号を除く。）の規定に適合しないこと。
(17)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	令第123条第2項（令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第2項第2号を除く。）の規定に適合しないこと。	
(18)		開放性の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	開放性が阻害されていること。	
(19)	特別避難階段	令第123条第3項第1号に規定するバルコニー（以下単に「バルコニー」という）又は付室（以下単に「付室」という）の構造及び面積の確保の状況	設計図書等により特別避難階段の位置及びバルコニー又は付室の構造を確認する。	令第123条第3項（令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第1号、第2号、第10号（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び第12号を除き、令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては第1号から第3号まで、第10号及び第12号を除く。）の規定に適合していないこと。	
(20)		階段室又は付室（以下「付室等」という）の排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	排煙設備が設置されていないこと。	
(21)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視等及び作動により確認する。	外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	
(22)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。	
(23)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況	設計図書等により確認する。	令第126条の3の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。
(24)			防煙壁の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	防煙壁にき裂、破損、変形等があること。

(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準	
(25)	排煙設備等 排煙設備	排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	
(26)		排煙口の維持保全の状況	目視等により確認するとともに、開閉を確認する。	
(27)	非常用の 進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	
(28)		非常用の進入口等の維持保全の状況	目視等により確認する。	
(29)	その他の 設備等	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という）の構造及び面積の確保の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	
(30)		昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という）の排煙設備の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	
(31)		乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況	目視等により確認するとともに、開閉を確認する。	
(32)		物品の放置の状況	目視等により確認する。	
(33)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	目視等及び設計図書等により確認する。	
<b>6 その他</b>				
(1)	特殊な 構造等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	
(2)		膜張力及びケーブル張力の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	
(3)		免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る）	目視等により確認するとともに、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認する。	
(4)		上部構造の可動の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	
(6)	煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	
(7)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。
(9)		付帯金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	
			令第126条の2の規定に適合しないこと。ただし、令第128条の7第1項の規定が適用され、かつ区画避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合、令第129条第1項の規定が適用され、かつ階避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第129条の2第1項の規定が適用され、かつ全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	
			排煙口が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	
			令第126条の6又は第126条の7の規定に適合しないこと。	
			物品が放置され進入に支障があること。	
			令第129条の13の3第3項の規定に適合しないこと。	
			排煙設備が設置されていないこと。	
			外気に向かって開くことができる窓が開閉しないこと又は物品により排煙に支障があること。	
			乗降ロビー等に物品が放置されていること。	
			令第126条の4の規定に適合しないこと。	
			膜体に破れ、雨水貯留、接合部の剥がれ等があること。	
			膜張力又はケーブル張力が低下していること。	
			鋼材部分に著しい錆、腐食等があること。	
			上部構造の水平移動に支障がある状態となっていること又は障害物があること。	
			避雷針又は避雷導線が腐食、破損又は破断していること。	
			煙突本体及び建築物との接合部に著しいひび割れ、肌分かれ等があること。	
			付帯金物に著しい錆、腐食等があること。	
			煙突本体に鉄筋露出若しくは腐食又は著しい錆、錆汁、ひび割れ、欠損等があること。	
			アンカーボルト等に著しい錆、腐食、緊結不良等があること。	









調査結果表

当該調査に関与した調査者	氏名		調査結果			状況、対策等	担当調査者番号	
	代表となる調査者		対象の有無	指摘なし	要是正			既存不適格
	その他の調査者							
<b>1 敷地及び地盤</b>								
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況						
(2)	敷地	敷地内の排水の状況						
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況						
(4)		有効幅員の確保の状況						
(5)		敷地内の通路の支障物の状況						
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況						
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況						
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況						
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況						
<b>2 建築物の外部</b>								
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況						
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況						
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況						
(4)		土台の劣化及び損傷の状況						
(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況					
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)		鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況						
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況						
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況					
(13)			金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況					
(14)			コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況					

番号	調査項目		対象の有無	調査結果			状況、対策等	担当調査者番号		
				指摘なし	要是正	既存不適格				
(15)	外壁	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況							
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況							
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況							
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況							
<b>3 屋上及び屋根</b>										
(1)	屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況							
(2)	(3) 屋上周り（屋上面を除く。）		パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況							
(3)			笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況							
(4)			金属笠木の劣化及び損傷の状況							
(5)			排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況							
(6)	屋根		屋根の防火対策の状況							
(7)			屋根の劣化及び損傷の状況							
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）		機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況							
(9)			支持部分等の劣化及び損傷の状況							
<b>4 建築物の内部</b>										
(1)	防火区画		令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況							
(2)			令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況							
(3)			令第112条第18項に規定する区画の状況							
(4)	防火区画の外周部		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況							
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況							
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況							
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況							
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況							
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況							
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況							
(11)			耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）		準耐火性能等の確保の状況					
(12)					部材の劣化及び損傷の状況					
(13)	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況									
(14)	給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況									

番号	調査項目		対象の有無	調査結果			状況、対策等	担当調査者番号
				指摘なし	要正	既存不適格		
(15)	面壁する室内部分に	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況					
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況					
(21)			部材の劣化及び損傷の状況					
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況					
(23)			令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(24)	天井	特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況					
(25)								
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第2号に規定する戸に限る。）	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況						
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況						
(28)		防火扉又は戸の開放方向						
(29)		常閉防火設備等の本体及び枠の劣化及び損傷の状況						
(30)		各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況						
(31)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況						
(32)		常時閉鎖又は作動した状態にある戸の固定の状況						
(33)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況						
(34)	警報設備	警報設備の設置の状況						
(35)		警報設備の劣化及び損傷の状況						
(36)	スプリンクラー設備	令和6年度国土交通省告示第284号第1号又は第2号ニに規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の設置の状況					
(37)		スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況						
(38)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況						
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況						

番号	調査項目	対象の有無	調査結果			状況、対策等	担当調査者番号	
			指摘なし	要正	既存不適格			
(40)	居室の採光及び換気	換気のための開口部の面積の確保の状況						
(41)		換気設備の設置の状況						
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況						
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況						
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況						
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況						
<b>5 避難施設等</b>								
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況						
(2)	廊下	幅の確保の状況						
(3)		物品の放置の状況						
(4)	出入口	出入口の確保の状況						
(5)		物品の放置の状況						
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況						
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況						
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況						
(9)		物品の放置の状況						
(10)		避難器具の操作性の確保の状況						
(11)	階段	直通階段の設置の状況						
(12)		幅員の確保の状況						
(13)		手すりの設置の状況						
(14)		物品の放置の状況						
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況						
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況					
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況					
(18)			開放性の確保の状況					
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況					
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況					
(21)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況					
(22)			物品の放置の状況					
(23)		排煙設備等	防煙区画の設置の状況					
(24)			防煙壁の劣化及び損傷の状況					
(25)		排煙設備	排煙設備の設置の状況					
(26)	排煙口の維持保全の状況							



(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「-」を記入してください。  
【注意：神奈川県内は対象の有無欄に対象であれば○を記入し、該当しない場合でも「-」を記入する必要はありません。  
】
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表第1(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1(い)欄に掲げる調査項目について(は)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は第2の規定により特定行政庁が調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて調査結果等を記入してください。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法12条第3項の規定による検査を要する常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）及び随時閉鎖又は作動ができる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

番号	調査項目
<b>1</b>	<b>敷地及び地盤</b>
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀
(8)から(9)	擁壁
<b>2</b>	<b>建築物の外部</b>
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台(木造に限る。)
(5)から(18)	外壁
<b>3</b>	<b>屋上及び屋根</b>
(1)	屋上面
(2)から(5)	屋上周り(屋上面を除く。)
(6)から(7)	屋根(屋上面を除く。)
(8)から(9)	機器及び工作物(冷却塔設備、等)
<b>4</b>	<b>建築物の内部</b>
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(32)	防火設備又は戸
(33)	照明器具、懸垂物等
(34)から(35)	警報設備
(36)から(37)	スプリンクラー設備
(38)から(41)	居室の採光及び換気
(42)から(45)	石綿等を添加した建築材料
<b>5</b>	<b>避難施設等</b>
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(22)	階段
(23)から(26)	排煙設備等
(27)から(33)	その他の設備等
<b>6</b>	<b>その他</b>
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
<b>7</b>	<b>上記以外の調査項目</b>

注) 配置図及び各階平面図を添付し、防火区画、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)及び撮影した写真の位置を明記すること。

部位	番号	調査項目	調査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

部位	番号	調査項目	調査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付			特記事項

(注意)

- ① この書類は、調査の結果、「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

# 点検チェックリスト(学校用)

点検日	通し番号		
記入者名			
点検箇所 (該当に○)	棟名		階
	屋内運動場 廊下	普通教室 昇降口	特別教室 外部 その他
室名			

<<点検結果>> A : 異常は認められない、または対策済み  
 B : 異常かどうか判断がつかない、わからない  
 C : 異常が認められる

番号	点検項目	点検の種類	参照ページ	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異常箇所・状態等)	
				脱落	変形	剥離	ひび・破損	変質			
				ずれ れ て い る	ぶ ら ち が う つ て い る	曲 が り が あ る	た わ い で い る	傾 ん で い る			膨 ら み が あ る
<b>I. 天井</b>											
①	天井(天井仕上げボード、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。	劣化	25							A・B・C	
<b>II. 照明器具</b>											
①	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	劣化	25							A・B・C	
<b>III. 窓・ガラス</b>											
①	ガラス	劣化	26							A・B・C	
②	窓・ドア	劣化	26							A・B・C	
③	クレセント	使い方	27							A・B・C	
④	窓ガラス周辺	使い方	27							A・B・C	
⑤	扉など	劣化	27							A・B・C	
<b>IV. 外壁(外装材)</b>											
①	外壁(外装材)	劣化	28							A・B・C	
<b>V. 内壁(内装材)</b>											
①	内壁(内装材)	劣化	28							A・B・C	
<b>VI. 設備機器</b>											
①	放送機器・体育器具	劣化	29							A・B・C	
②	空調室外機	劣化	29							A・B・C	
<b>VII. テレビなど</b>											
①	天吊りテレビ	耐震性	30							A・B・C	
②	棚置きテレビ・パソコン等	耐震性	30							A・B・C	
③	キャスター付きのテレビ台など	耐震性	31							A・B・C	



# 点検チェックリスト(学校設置者用)

通し番号

学校名		点検日	
点検者	職名:	点検箇所 (該当に)	屋内運動場 教室 特別教室 廊下 昇降口 外部 その他
	氏名:	階	室名

《点検結果》 A : 異常は認められない、または対策済み  
 B : 異常かどうか判断がつかない、わからない  
 C : 異常が認められる

※点検方法は、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)(追補版)【文部科学省】を参照

	点検項目	点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)
				目視	打診・触診	図面	学校(報告)	設置者	専門家	
I 天井	学校 天井	天井(天井仕上げボード、モルタル等)にずれ、ひび割れ、しみ等の異常は見当たらないか。	学校	25						
	天井 特 定 1	①技術基準への適合 技術基準に則した落下防止対策がとられているか。	耐震性	44						
	(2) 在来 / 軽鉄 下地	①壁際の吊り方 野縁や野縁受けの端部の近くに吊りボルトがあるか。	耐震性	45						
		②設備周辺の天井材 照明や空調等の設備周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化	45						
		③天井の形状 折れ曲がり天井になっていないか。	耐震性	46						
		④天井材(ずれなど) 天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡が見当たらないか。	劣化	46						
	(3) 在来 / 木下地	①木下地の配置 吊木等が適当な間隔で配置され、耐力が十分確保されているか。	耐震性	47						
		②下地材(腐朽など) 天井の木下地材の腐朽、割れは見当たらないか。	劣化	47						
		③天井材(ずれなど) 天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡、天井面の著しい変形は見当たらないか。	劣化	47						
	(4) シス テム 天井	①壁際の吊り方 Tバーの端部の近くに吊りボルトがあるか。	耐震性	48						
		②設備周辺の天井材 照明や空調等の設備周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化	48						
		③天井の形状 折れ曲がり天井になっていないか。	耐震性	49						
		④天井材(ずれなど) 天井材にずれ、ひび割れ、漏水跡が見当たらないか。	劣化	49						
	直 張 り (5)	①ボード類のずれなど 木毛セメント板等のボード類にずれ・ひび割れ、漏水跡は見当たらないか。	劣化	51						
	直 吹 付 (6)	①吹き付けの劣化 吹き付けに剥落、欠損、ひび割れ、浮きなどの劣化は見当たらないか。	劣化	51						
	直 塗 り (7)	①モルタル(剥落など) モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きなどの劣化は見当たらないか。	劣化	52						
	学 校	照明器具 照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。	学校	25						
(1)	①吊り材(緊結) 照明器具の吊り材は支持材に緊結されているか。	耐震性	54							

点検項目		点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)
				目視	打診・触診	図面	学校(報告)	設置者	専門家	
II 照明器具	吊り下げ形	②落下防止対策 (屋内運動場等)	落下防止対策がとられているか。	耐震性	54					
		③取付け金物 (劣化)	ビス等の取付け金物に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化	54					
	(2) 直付け形	①取付け部 (緊結)	照明器具は支持材に緊結されているか。	耐震性	55					
		②落下防止対策 (屋内運動場等)	落下防止対策がとられているか。	耐震性	55					
		③取付け部 (劣化)	照明器具の取付け部に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化	55					
	(3) 天井材埋込形	①落下防止対策	落下防止対策がとられているか。	耐震性	56					
		②取付け部 (劣化)	照明器具の取付け部に変形、腐食、緩みは見当たらないか。	劣化	56					
		③周辺の天井材	照明器具周辺の天井材に変形やずれは見当たらないか。	劣化	56					
	III 窓・ガラス	学校	ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。	学校	26				
学校		窓・ドア	窓やドアの開閉時に、引っかかる、著しく重いなどの異常がないか。	学校	26					
学校		クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	学校	27					
学校		窓ガラス周辺	地震時に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	学校	27					
学校		扉など	教室の扉など、内部建具に変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか。	学校	27					
FIX窓		①FIX(はめごろし)窓／硬化性パテ	FIX(はめごろし)窓のガラスの固定に硬化性パテを使用していないか。	耐震性	57					
開閉窓		②開閉窓／引き違い窓	窓に動きにくさ、変形、腐食、ガタつき等の異常は見当たらないか	劣化	58					
横連窓	③屋内運動場の横連窓	横連窓を支持する構造体の剛性が確保されているか。	耐震性	59						
IV 外壁(外装材) ※	学校	外壁(外装材)	外壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。 (庇や軒、バルコニー等を含む)	学校	28					
	(1)モルタル	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。 庇や軒、バルコニー等は劣化していないか。基準に適合しているか。	劣化	61					
(2)ラス	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、はらみが見当たらないか。	劣化	62						
(3)タイル	①目地	伸縮調整目地が要所に施工されているか。	耐震性	63						
	②剥落など	タイルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。	劣化	63						
	(4)ALCパネルなど	①取付け工法	層間変位追従性が高い工法で設置しているか。	耐震性	64					
		②ひび割れなど	ALCパネルや押出成形セメント板などにずれ、ひび割れ、欠損、ガタつき、錆は見当たらないか。	劣化	65					

点検項目		点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)
				目視	打診・触診	図面	学校(報告)	設置者	専門家	
IV 外壁(外装材)※	(5)サイディングなど	①ひび割れなど	ボードにずれ、ひび割れ、欠損、ガタつきは見当たらないか。	劣化	65					
		②取付けビス	取付けビスに浮き等の異常は見当たらないか。	劣化	65					
		③欠損など	ガラスブロックの欠損、ひび割れや目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	67					
	(6)ガラスブロック	①工法	古い工法で設置されていないか。	耐震性	66					
		②ずれ・せり出し	ガラスブロック壁に面外へのずれやせり出しは見当たらないか。	劣化	67					
		③欠損など	ガラスブロックの欠損、ひび割れや目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	67					
	(7)コンクリートブロック	①仕様	コンクリートブロック壁は適切な仕様で設置されているか。	耐震性	68					
		②構造体との緊結	鉄筋によりコンクリートブロック相互が緊結され、かつ、周囲が構造体等に適切に緊結されているか。	耐震性	68					
		③欠損など	コンクリートブロック壁にはらみ、欠損、ひび割れ、目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	69					
V 内壁(内装材)	学校	内壁(内装材)	内壁に浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。	学校	28					
	(1)モルタル	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、浮きは見当たらないか。庇や軒、バルコニー等は劣化していないか。基準に適合しているか。	劣化	71					
	(2)ラス	①剥落など	モルタルに剥落、欠損、ひび割れ、はらみは見当たらないか。	劣化	72					
	(3)ボード	①はらみなど	ボードのはらみ、緩み、ずれ、漏水跡は見当たらないか。	劣化	72					
	(4)コンクリートブロック	①仕様	コンクリートブロック壁(間仕切壁)は適切な仕様で設置されているか。	耐震性	73					
		②構造体との緊結	鉄筋によりコンクリートブロック相互が緊結され、かつ、周囲が構造体等に適切に緊結されているか。	耐震性	73					
		③欠損など	コンクリートブロックのはらみ、欠損、ひび割れ、目地部の損傷は見当たらないか。	劣化	73					
	(5)ステージ	①仕上面の状況	ビスや釘の浮き、ボードのはらみやずれ、汚れは見当たらないか。	劣化	73					
		②構造体との緊結	下地材と構造体(鉄骨等)が緊結されているか。	耐震性	73					
VI 設備機器	学校	放送機器・体育器具	本体の傾きや取付け金物の腐食、破損等は見当たらないか。	学校	29					
	(1)放送機器	①取付け部(緊結)	放送機器や体育器具は支持材に緊結されているか。	耐震性	74					
		②取付け金物	取付け金物の緩み、腐食、破損は見当たらないか。	劣化	74					
	学校	空調室外機	空調室外機は傾いていないか。	学校	29					
	(2)空調室外機	①取付け部(緊結)	空調室外機や給湯設備などは支持材に緊結されているか。	耐震性	75					
①取付け部(変形など)		取付け部に変形、腐食、破損は見当たらないか。	劣化	75						

点検項目		点検種類	参照頁	点検方法			点検結果			特記事項 (建物名・部屋名・部材の状態等)	
				目視	打診・触診	図面	学校(報告)	設置者	専門家		
VII テレビなど	学校	天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	学校	30						
	学校	棚置きテレビ・パソコン等	テレビ・パソコン等の転倒・落下防止対策を講じているか。	学校	30						
	学校	キャスター付きのテレビ台など	テレビ台や電子黒板、キャスター付きの台などの移動・転倒防止対策を講じているか。	学校	31						
	ビ天吊り・エアテレ	①取付け部(緊結)	天吊りのテレビ台及びエアコンが構造体に緊結されているか。	耐震性	76						
VIII 収納棚など	学校	棚・ロッカーなど	書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか。	学校	31						
	学校	棚の積載物	棚の上に重量物を置いていないか。	学校	32						
	学校	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	学校	32						
IX ピアノなど	学校	ピアノなど	ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか。	学校	33						
X ・エキ ジョ イン ション	学校	エキスパンション・ジョイントのカバー材	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形又は外れていないか。	学校	34						
	学校	エキスパンション・ジョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	学校	34						
	エキ ジョ イン ション	①エキスパンション・ジョイントの間隔	エキスパンション・ジョイントの間隔は十分か。	耐震性	77						
	エキ ジョ イン ション	②エキスパンション・ジョイントのカバー材	カバー材が適切な追従性能を有するか。	耐震性	77						
XI ブ ロ ッ ク 塀 等	学校	ブロック塀等	塀に傾き、ひび割れ等の異常が見当たらないか。	学校							
	組 積 造 (1)	①亀裂など	塀に亀裂、傾き、ぐらつき、錆汁等の異常は見当たらないか。	劣化							
		②技術基準への適合	技術基準に則して設置されているか。	耐震性							
	リ ー ト 補 強 コ ン ク リ ー ト	①亀裂など	塀に亀裂、傾き、ぐらつき、錆汁等の異常は見当たらないか。	劣化							
②技術基準への適合		技術基準に則して設置されているか。	耐震性								
※点検項目を追加する場合は以下の欄を活用してください。											

遊具点検統括表(該当部に○をつける)

学校名			点検年月日		
受託者			点検実施者		
	遊具の種類	該当の有無	塗装の状況		総合結果記入欄 ※点検チェックシートから転記する。
①	バスケットゴール	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
②	サッカーゴール	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
③	鉄棒・雲梯・登り棒	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
④	ブランコ	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
⑤	滑り台	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
⑥	ジャングルジム	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
⑦	シーソー	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
⑧	砂場	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
⑨	ターザンロープ	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
⑩	木製複合遊具	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
⑪	鋼製複合遊具	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
⑫	プレイスカulpture (コンクリート遊具)	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
⑬	スプリング遊具 スウィング遊具	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置
⑭	その他遊具	有・無	I	問題なし	A:健全(b・cなし)
			II	経過観察	B:経過観察(bあり、cなし)
			III	再塗装が必要	C:要修繕・要対応(cあり)
					D:使用禁止措置

## 遊具名:バスケットゴール

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
本体・梁	ぐらつき、亀裂、破損、変形、腐食、傾き	目視 錆がある場合はハンマー打診	a・b・c	
接合部	【継ぎ手金具】緩み・破損・変形・腐食 【ボルト】緩み・破損・腐食・欠落	目視、触診、ハンマー打診	a・b・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝	目視	a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A:健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B:経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C:要修繕・要対応(cあり)	
			D:使用禁止措置	

※判定基準 a:健全(b,cなし)  
b:経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c:要修繕

## 遊具名: サッカーゴール

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
本体・フレーム	ぐらつき、亀裂、破損、変形、腐食、傾き	目視 錆がある場合はハンマー打診	a・b・c	
ゴールネット	破れ・ほつれ・その他破損	目視、触診	a・b・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝	目視	a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A: 健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B: 経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C: 要修繕・要対応(cあり)	
			D: 使用禁止措置	

※判定基準 a: 健全(b,cなし)  
b: 経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c: 要修繕

## 遊具名:鉄棒・雲梯・登り棒

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
柱・本体	ぐらつき、破損、変形、腐食	目視、押す、ゆする	a・b・c	
根際部	腐食(両端又は腐食の最もひどい中間部と端部各1箇所)	基礎天端まで掘り、目視 錆がある場合はハンマー打診	a・b・c	
	防食テープの傷、緩み、はがれ (両端または腐食の最もひどい中間部と端部1箇所)	傷等がある場合は基礎天端まで テープをはがし確認	a・b・c	
基礎	角が露出、亀裂、破損	目視	a・b・c	
継ぎ手	ぐらつき、破損、変形、腐食 ボルトの緩み・破損・腐食・欠落	目視、触診、ゆする、ハンマー打診、レンチ等で締める	a・b・c	
握り棒	がたつき、腐食によるざらつき、破損、変形	目視、触診、ゆする	a・b・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝	目視	a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A:健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B:経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C:要修繕・要対応(cあり)	
			D:使用禁止措置	

※判定基準 a:健全(b,cなし)  
b:経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c:要修繕

## 遊具名:ブランコ

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
柱・梁	ぐらつき、破損、変形、腐食(腐朽)	目視、押す、揺する、梁を回す	a・b・c	
柱の根際部(木製)	腐朽、腐朽防止部材と木部の間に隙間	基礎天端まで掘り、目視 腐朽がある場合はハンマー打診	a・b・c	
柱の根際部(鋼製)	腐食	基礎天端まで掘り、目視 錆がある場合はハンマー打診	a・b・c	
	防食テープの傷・ゆるみ・はがれ	傷等がある場合は基礎天端まで テープをはがし確認	a・b・c	
基礎	角が露出、亀裂、破損	目視	a・b・c	
接合部(継ぎ手)	破損、変形、腐食、ボルトの緩み・ 破損・腐食・欠落	目視、触診、ハンマー打診	a・b・c	
吊金具・ダルマ	破損、変形、腐食、異音、金具本 体のズレ 磨耗(1/3~1/2、1/2以上)	目視、触診、使用する 【磨耗の判定基準】 c:1/3以上 1/2以上は使用禁止	a・b・c	
チェーン・ロープ	ねじれ、変形、破損、ほつれ、断 線、磨耗(1/3~1/2、1/2以上)	目視、触診、ハンマー打診 レンチ等で締める 【磨耗の判定基準】 c:1/3以上 1/2以上は使用禁止	a・b・c	
座板・座面(タイヤ)	ヒビ、割れ、ゆがみ、破損、腐朽 取付金具の磨耗(1/3~1/2、1/ 2以上)、ボルト・袋ナットの緩み・ 破損・腐食・欠落	目視、触診、使用する 【磨耗の判定基準】 c:1/3以上 1/2以上は使用禁止 【クリアランスの基準】 座板下面から計測 (カッコ内はタイヤブランコ) a:350mm~450mm (400mm~500mm) b:330mm~350mm (350mm~400mm) c:450mm(500mm)を超える c:330mm未満(350mm未満)は使用禁止	a・b・c	
	座板下面から地面までのクリア ランス		a・b・c	
安全柵	ぐらつき、破損、変形、腐食 【接合部・ボルト】 緩み、破損、腐食、欠落	目視、触診、ゆする	a・b・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
地表部(安全柵内)	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝		a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A:健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B:経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C:要修繕・要対応(cあり)	
			D:使用禁止措置	

※判定基準 a:健全(b,cなし)  
b:経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c:要修繕

## 遊具名: 滑り台

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
柱(階段・滑降部の柱を含む)	柱本体のぐらつき、破損、変形、腐食 【接合部】緩み、破損、変形、腐食 【接合部ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、押す、ゆする、触診、ハンマー打診、レンチ等で締める	a・b・c	
根際部(階段・滑降部の柱を含む)	腐食	基礎天端まで掘り、目視 錆がある場合はハンマー打診	a・b・c	
	防食テープの傷・ゆるみ・はがれ	傷等がある場合は基礎天端までテープをはがし確認	a・b・c	
基礎	角が露出、亀裂、破損	目視	a・b・c	
階段部 (手すり・踏み板)	ぐらつき、破損、変形、腐食	目視、触診、ゆする	a・b・c	
踊り場の階段との接合部	ぐらつき、破損、変形、腐食 ボルトの緩み・破損・腐食・欠落	目視、触診、ゆする、ハンマー打診、レンチ等で締める	a・b・c	
踊り場の落下防止柵・床材	ぐらつき、破損、変形、腐食 ボルトの緩み・破損・腐食・欠落	目視、触診、ゆする	a・b・c	
滑降部の滑り出し部等 (接合部含む)	ぐらつき、破損、変形、腐食、磨耗、亀裂 ボルトの緩み・破損・腐食・欠落 ローラーの破損、変形、動作不良	目視、触診、ゆする、ハンマー打診、レンチ等で締める	a・b・c	
滑降面・側板	破損、変形、腐食、ボルトの緩み・破損・腐食・欠落、溶接部の破損		a・b・c	
地表部(安全柵内)	異物、落書き、大きな凹凸、石や根の露出、マットのめくれ・破損、樹木の枝		a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A: 健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B: 経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C: 要修繕・要対応(cあり)	
			D: 使用禁止措置	

※判定基準 a: 健全(b・cなし)  
b: 経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c: 要修繕

## 遊具名: ジャンゲルジム

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
柱・梁(本体)	ぐらつき、破損、変形、腐食、 接合部の緩み	目視、押す、ゆする	a・b・c	
接合部	【継ぎ手金具】緩み・破損・変形・腐食 【ボルト】緩み・破損・腐食・欠落	目視、触診、ハンマー打診	a・b・c	
根際部	腐食	基礎天端まで掘り、目視 錆がある場合はハンマー打診	a・b・c	
	防食テープの傷、緩み、はがれ	傷等がある場合は基礎天端まで テープをはがし確認	a・b・c	
基礎	角が露出、亀裂、破損	目視	a・b・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝	目視	a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A: 健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B: 経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C: 要修繕・要対応(cあり)	
			D: 使用禁止措置	

※判定基準 a: 健全(b,cなし)  
b: 経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c: 要修繕

## 遊具名:シーソー

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
本体	柱本体のぐらつき、破損、変形、腐食	目視、押す、使用する	a・b・c	
柱の根際部	腐食	基礎天端まで掘り、目視 腐食がある場合はハンマー打診	a・b・c	
	防食テープの傷、緩み、はがれ	傷等がある場合は基礎天端まで テープをはがし確認	a・b・c	
基礎	角が露出、亀裂、破損	目視	a・b・c	
着座部	破損、変形、腐朽、 取っ手(緩み、破損、欠落)	目視、触診、ゆする	a・b・c	
緩衝部の金具	破損、変形、異音	目視、触診、ゆする	a・b・c	
緩衝部のクッション材	破損、変形	目視、触診	a・b・c	
支点部	破損、変形、異音、動作不良	目視、触診、使用する、ハンマー打診	a・b・c	
	鎖(はずれ、破損、変形)	目視、触診	a・b・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝	目視	a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A:健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B:経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C:要修繕・要対応(cあり)	
			D:使用禁止措置	

※判定基準 a:健全(b,cなし)  
b:経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c:要修繕

## 遊具名:砂場

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
砂	異物・糞の混入	目視	a・b・c	
	砂量の減少(側壁天端から20cm以下)	メジャー等で計測	a・b・c	
	砂の固結	目視	a・b・c	
側壁・コネ台	浮き、亀裂、破損	目視、ハンマー打診	a・b・c	
犬猫防止柵	ぐらつき、破損、変形、腐食	目視、ゆする	a・b・c	
犬猫防止ネット	ネットの破損、取付金具の破損、変形、腐食、欠損	目視	a・b・c	
その他	落書き	目視	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物、樹木の枝	目視	a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A:健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B:経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C:要修繕・要対応(cあり)	
			D:使用禁止措置	

※判定基準 a:健全(b,cなし)  
b:経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c:要修繕

## 遊具名:ターザンロープ

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
柱・梁(本体)	ぐらつき、破損、変形、腐食、 接合部の緩み	目視、押す、使用する	a・b・c	
根際部	腐食	基礎天端まで掘り、目視 錆がある場合はハンマー打診	a・b・c	
	防食テープの傷、緩み、はがれ	傷等がある場合は基礎天端まで テープをはがし確認	a・b・c	
基礎	角が露出、亀裂、破損	目視	a・b・c	
安全柵	ぐらつき、破損、変形、腐食、 接合部の緩み	目視、触診、ゆする	a・b・c	
出発台 (デッキ・階段等)	ぐらつき、破損、変形、腐食、 接合部の緩み	目視、触診、ゆする	a・b・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
ケーブル本体	たるみ、ほつれ、断線、腐食 【固定部】緩み、がたつき、破損、変形、腐食 【固定部ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、触診、固定金具をゆする・ 回す、レンチ等で締める	a・b・c	
ケーブル緩衝部	破損、変形、異音、へたり	目視、触診、ロープに乗って確認	a・b・c	
滑車	破損、変形、異音、回転不良 ボルト等の緩み、破損、腐食、欠落	目視、触診、ロープに乗って動 かす	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝	目視	a・b・c	
吊下げ部のロープ	ほつれ、断線、ねじれ、不必要な結 び目	目視、触診	a・b・c	
吊下げ部の座面	破損、変形、腐朽、欠落 クリアランス計測 地面からの座面:①( mm) 地面からケーブルまで:②( mm)	座面から計測 a: ①250mm~450mm かつ②1.75m以上 c:①450mmを超える場合または ②1.2m以上1.75m未満 →要修繕 c: ①250mm未満の場合または ②1.2m未満→使用禁止	a・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝	目視	a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A:健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B:経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C:要修繕・要対応(cあり)	
			D:使用禁止措置	

※判定基準 a:健全(b・cなし)  
b:経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c:要修繕

遊具名:木製複合遊具

点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
柱・梁	ぐらつき、破損、変形、腐朽(腐食)、 割れ、ささくれ 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、押す、ゆする、梁を回す	a・b・c	
柱の根際部(木製)	腐朽、根巻き部材(鉄板、鋼板等)と木部 の間に隙間	基礎天端まで掘り、目視 腐朽がある場合はハンマー打診	a・b・c	
柱の根際部(鋼製)	防食テープの傷、ゆるみ、はがれ	傷等がある場合は基礎天端まで テープをはがし確認	a・b・c	
基礎	角が露出、亀裂、破損	目視	a・b・c	
階段・デッキ ・落下防止柵 ・パネル・屋根等	ぐらつき、破損、変形、腐朽、割れ、ささく れ、磨耗、踏み板の浮き上がり 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、触診、上から踏む、裏面 から目視・たたく、ゆする	a・b・c	
はしご・雲梯 ・リングトンネル ・登り棒・滑り棒等	ぐらつき、破損、変形、腐食(腐朽) 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、触診、使用する、ゆす る、 溶接部分の目視	a・b・c	
登はん板、ロー プ、ネットクライム チェーンネット 吊り橋等	磨耗(1/3~1/2、1/2以上)、破損、変形 、よじれ、断線・ほつれ 【歩行部・手すり】破損、変形、腐食(腐朽)、 手すりのぐらつき 【取付金具】破損、変形、腐食、欠落、磨耗 (1/3~1/2、1/2以上)	目視、触診、使用する、ゆする、引っ張 る、乗って揺らす  【磨耗の判定基準】 c:1/3~1/2 使用禁止:1/2以上	a・b・c	
滑り台 チューブトンネル	ぐらつき、破損、変形、腐食、割れ、磨耗、亀裂、滑 り降り面と地表面の間計測 ローラーの破損・変形・動作不良 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、触診、使用する 溶接部分の目視(金属製)	a・b・c	
ブランコ・タイヤブ ランコの吊金具	破損、変形、腐食、異音、金具本体のズレ 磨耗(1/3~1/2、1/2以上)、ボルトの緩み・破損・ 腐食・欠落	目視、触診、使用する 【磨耗の判定基準】 c:1/3以上 使用禁止:1/2以上 【クリアランスの基準】 座面下板から計測 (カッコ内はタイヤブランコ) a:35cm(40cm)以上 b:33~35cm(35~40cm) c:33cm未満(35cm未満) =使用禁止	a・b・c	
ブランコ・タイヤブラン コのチェーン・ロープ	ねじれ、変形、破損、ほつれ、断線 、磨耗(1/3~1/2、1/2以上)		a・b・c	
ブランコ・タイヤブ ランコの着座部	ヒビ、割れ、ゆがみ、破損、腐朽、取付金 具の磨耗(1/3~1/2、1/2以上)、ボルト の緩み・破損・腐食・欠落		a・b・c	
	地面からのクリアランス(            cm)		a・b・c	
ブランコ・タイヤブ ランコの安全柵	ぐらつき、破損、変形、腐食 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視・触診・ゆする	a・b・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝	目視	a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A:健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B:経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C:要修繕・要対応(cあり)	
			D:使用禁止措置	

※判定基準 a:健全(b,cなし)  
b:経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c:要修繕

## 遊具名:鋼製複合遊具

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
柱・梁	ぐらつき、破損、変形、腐食 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、押す、ゆする、梁を回す	a・b・c	
柱の根際部	腐食	基礎天端まで掘り、目視 腐朽がある場合はハンマー打診	a・b・c	
	防食テープの傷、ゆるみ、はがれ	傷等がある場合は基礎天端までテープをはがし確認	a・b・c	
基礎	角が露出、亀裂、破損	目視	a・b・c	
階段・デッキ ・落下防止柵 ・パネル・屋根等	ぐらつき、破損、変形、腐食、割れ、ささくれ、磨耗、踏み板の浮き上がり 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、触診、上から踏む、裏面から目視・たたく、ゆする	a・b・c	
はしご・雲梯 ・リングトンネル ・登り棒・滑り棒等	ぐらつき、破損、変形、腐食(腐朽) 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、触診、使用する、ゆする、溶接部分の目視	a・b・c	
登はん板、ロープ、ネットクライム ・チェーンネット 吊り橋等	磨耗(1/3~1/2、1/2以上)、破損、変形、よじれ、断線・ほつれ 【歩行部・手すり】破損、変形、腐食(腐朽)、手すりのぐらつき 【取付金具】破損、変形、腐食、欠落、磨耗(1/3~1/2、1/2以上)	目視、触診、使用する、ゆする、引っ張る、乗って揺らす  【磨耗の判定基準】 c:1/3~1/2 使用禁止:1/2以上	a・b・c	
滑り台 チューブトンネル	ぐらつき、破損、変形、腐食、割れ、磨耗、亀裂、滑り降り面と地表面の間計測 ローラーの破損・変形・動作不良 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、触診、使用する 溶接部分の目視(金属製)	a・b・c	
ブランコ・タイヤブランコの吊金具	破損、変形、腐食、異音、金具本体のズレ 磨耗(1/3~1/2、1/2以上)、ボルトの緩み・破損・腐食・欠落	目視、触診、使用する 【磨耗の判定基準】 c:1/3以上 使用禁止:1/2以上 【クリアランスの基準】 座面下板から計測 (カッコ内はタイヤブランコ) a:35cm(40cm)以上 b:33~35cm(35~40cm) c:33cm未満(35cm未満) =使用禁止	a・b・c	
ブランコ・タイヤブランコのチェーン・ロープ	ねじれ、変形、破損、ほつれ、断線、磨耗(1/3~1/2、1/2以上)		a・b・c	
ブランコ・タイヤブランコの着座部	ヒビ、割れ、ゆがみ、破損、腐朽、取付金具の磨耗(1/3~1/2、1/2以上)、ボルトの緩み・破損・腐食・欠落		a・b・c	
	地面からのクリアランス(      cm)		a・b・c	
ブランコ・タイヤブランコの安全柵	ぐらつき、破損、変形、腐食 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視・触診・ゆする	a・b・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝	目視	a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
□グリース・オイル等の注入			A:健全(b・cなし)	
□ボルト・ナットの増し締め			B:経過観察(bあり、cなし)	
□その他			C:要修繕・要対応(cあり)	
			D:使用禁止措置	

※判定基準 a:健全(b,cなし)  
b:経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c:要修繕

遊具名:プレイスカルプチュア  
コンクリート遊具

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
本体・柱	ぐらつき、亀裂、破損、欠損、割れ	ゆする、目視、触診、使用する	a・b・c	
柱の根際部	腐食	基礎天端まで掘り、目視 腐朽がある場合はハンマー打診	a・b・c	
	防食テープの傷、ゆるみ、はがれ	傷等がある場合は基礎天端まで テープをはがし確認	a・b・c	
基礎	角が露出、亀裂、破損	目視	a・b・c	
取っ手・足がかり 等	ぐらつき、破損、変形、腐食、異音、溶接部分 の亀裂、ボルトの緩み・破損・腐食・欠落	目視、触診、ゆする、使用する、 溶接部分の目視	a・b・c	
可動部のチェーン	ねじれ、変形、破損 磨耗(1/3~1/2、1/2以上)	目視、触診、引っ張る、 乗って揺らす 【磨耗の判定基準】 c:1/3以上 使用禁止:1/2以上	a・b・c	
可動部のロープ	ねじれ、破損、変形、断線、ほつれ 磨耗(1/3~1/2、1/2以上)		a・b・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝	目視	a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A:健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B:経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C:要修繕・要対応(cあり)	
			D:使用禁止措置	

※判定基準 a:健全(b,cなし)  
b:経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c:要修繕

## 遊具名:スプリング・スウィング遊具 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
全体	基礎のぐらつき、ゆがみ、傾き	目視、ゆする	a・b・c	
本体着座部	破損、変形、磨耗、割れ	目視、触診	a・b・c	
取っ手・足掛け部	がたつき、破損、変形、腐食	目視、触診、ゆする	a・b・c	
可動部のスプリング部 スウィング部	がたつき、異音、腐食、亀裂	ゆする、本体着座部をひねる	a・b・c	
接合部 (台座・固定金具)	がたつき、破損、変形、腐食 ボルトの緩み・腐食・欠落	目視、触診、ハンマー打診、 レンチ等で締める	a・b・c	
根際部	腐食	基礎天端まで掘り、目視 錆がある場合はハンマー打診	a・b・c	
基礎	角が露出、亀裂、破損	目視	a・b・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝	目視	a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A:健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B:経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C:要修繕・要対応(cあり)	
			D:使用禁止措置	

※判定基準 a:健全(b・cなし)  
b:経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c:要修繕

## 遊具名:その他遊具

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名 (わかる場合のみ)		設置年度 (わかる場合のみ)		点検 実施者
点検時の記録(該当項目に○をつける。該当項目がないときは点検結果を斜線で消し、その旨所見に記入すること。)				
点検部位	項目	点検方法	点検結果※	所見
柱・梁	ぐらつき、破損、変形、腐朽(腐食)割れ、ささくれ 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、押す、ゆする、梁を回す	a・b・c	
柱の根際部 (木製)	腐朽、根巻き部材(鉄板・鋼板等)と木部の間に隙間	基礎天端まで掘り、目視 腐朽がある場合はハンマー打診	a・b・c	
柱の根際部 (鋼製)	腐食	基礎天端まで掘り、目視 腐朽がある場合はハンマー打診	a・b・c	
	防食テープの傷、ゆるみ、はがれ	傷等がある場合は基礎天端まで テープをはがし確認	a・b・c	
基礎	角が露出、亀裂、破損	目視	a・b・c	
階段・デッキ ・落下防止柵 ・パネル・屋根等	ぐらつき、破損、変形、腐朽、割れ、ささくれ、磨耗、踏み板の浮き上がり 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、触診、上から踏む、裏面から目視・たたく、ゆする	a・b・c	
はしご・雲梯 ・リングトンネル ・登り棒・滑り棒等	ぐらつき、破損、変形、腐食(腐朽) 【接合部・ボルト】緩み、破損、腐食、欠落	目視、触診、使用する、ゆする、溶接部分の目視	a・b・c	
登はん板、ロープ、ネットクライム、チェーンネット、吊り橋等	磨耗(1/3~1/2、1/2以上)、破損、変形、よじれ、断線・ほつれ 【歩行部・手すり】破損、変形、腐食(腐朽)、手すりのぐらつき 【取付金具】破損、変形、腐食、欠落、磨耗(1/3~1/2、1/2以上)	目視、触診、使用する、ゆする、引っ張る、乗って揺らす  【磨耗の判定基準】 c:1/3~1/2 使用禁止:1/2以上	a・b・c	
その他	異物、落書き	目視	a・b・c	
地表部・遊具周辺	大きな凹凸、石や根の露出、異物 マットのめくれ・破損、樹木の枝	目視	a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
<input type="checkbox"/> グリース・オイル等の注入			A:健全(b・cなし)	
<input type="checkbox"/> ボルト・ナットの増し締め			B:経過観察(bあり、cなし)	
<input type="checkbox"/> その他			C:要修繕・要対応(cあり)	
			D:使用禁止措置	

※判定基準 a:健全(b・cなし)  
b:経過観察(軽微な劣化程度 cなし。)  
c:要修繕

遊具名:

## 点検チェックシート

学校名		点検年月日		受託者
製造者名		設置年度		点検実施者
点検時の記録				
点検部位	項目	点検方法	点検結果	所見
			a・b・c	
			a・b・c	
			a・b・c	
			a・b・c	
			a・b・c	
			a・b・c	
			a・b・c	
			a・b・c	
			a・b・c	
			a・b・c	
			a・b・c	
			a・b・c	
塗装の状況	塗装のはがれ・浮き	目視・触診	I	問題なし
			II	経過観察
			III	再塗装が必要
点検時に実施した措置		備考	総合結果記入欄	
			A:健全(b・cなし)	
			B:経過観察(bあり、cなし)	
			C:要修繕・要対応(cあり)	
			D:使用禁止措置	



調査結果表

当該調査に 関与した調 査者	氏 名		調査結果			状況、対策等	担当 調査者 番号
	代表となる調査者	その他の調査者	対象 の有無	指摘 なし	要是 正		
<b>1 敷地及び地盤</b>							
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況					
(2)	敷地	敷地内の排水の状況					
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況					
(4)		有効幅員の確保の状況					
(5)		敷地内の通路の支障物の状況					
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況					
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
<b>2 建築物の外部</b>							
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況					
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況					
(4)		土台の劣化及び損傷の状況					
(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況				
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況					
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況					
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況					
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況					

番号	調査項目		対象の有無	調査結果			状況、対策等	担当調査者番号	
				指摘なし	要正	既存不適合			
(15)	外壁	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況						
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況							
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況						
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況							
<b>3 屋上及び屋根</b>									
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況							
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況							
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況							
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況							
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況							
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況							
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況							
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況							
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況							
<b>4 建築物の内部</b>									
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況							
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況							
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況							
(4)	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況							
(5)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況							
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況						
(12)			部材の劣化及び損傷の状況						
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況						
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況						

番号	調査項目		対象の有無	調査結果			状況、対策等	担当調査者番号
				指摘なし	要正	既存不適格		
(15)	面壁する室内に	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況					
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況					
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況					
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況					
(21)			部材の劣化及び損傷の状況					
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況					
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況					
(24)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況					
(25)								
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第2号に規定する戸に限る。）		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況					
(27)			居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況					
(28)			防火扉又は戸の開放方向					
(29)			常閉防火設備等の本体及び枠の劣化及び損傷の状況					
(30)			各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況					
(31)			常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況					
(32)			常時閉鎖又は作動した状態にある戸の固定の状況					
(33)	照明器具、懸垂物等		照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況					
(34)	警報設備		警報設備の設置の状況					
(35)			警報設備の劣化及び損傷の状況					
(36)	スプリンクラー設備	令和6年度国土交通省告示第284号第1第1号又は第2号ニに規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の設置の状況					
(37)			スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況					
(38)	居室の採光及び換気		採光のための開口部の面積の確保の状況					
(39)			採光の妨げとなる物品の放置の状況					

番号	調査項目	対象の有無	調査結果			状況、対策等	担当調査者番号
			指摘なし	要正	既存不適格		
(40)	居室の採光及び換気	換気のための開口部の面積の確保の状況					
(41)		換気設備の設置の状況					
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況					
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況					
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況					
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
<b>5 避難施設等</b>							
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況					
(2)	廊下	幅の確保の状況					
(3)		物品の放置の状況					
(4)	出入口	出入口の確保の状況					
(5)		物品の放置の状況					
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況					
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況					
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況					
(9)		物品の放置の状況					
(10)		避難器具の操作性の確保の状況					
(11)	階段	階段	直通階段の設置の状況				
(12)			幅員の確保の状況				
(13)			手すりの設置の状況				
(14)			物品の放置の状況				
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況				
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の確保の状況				
(17)		屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況				
(18)			開放性の確保の状況				
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況				
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況				
(21)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(22)			物品の放置の状況				
(23)		排煙設備等	防煙区画の設置の状況				
(24)			防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況			
(25)		排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(26)	排煙口の維持保全の状況						



(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「-」を記入してください。  
【注意：神奈川県内は対象の有無欄に対象であれば○を記入し、該当しない場合でも「-」を記入する必要はありません。】
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表第1（い）欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は第2の規定により特定行政庁が調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて調査結果等を記入してください。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法12条第3項の規定による検査を要する常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）及び随時閉鎖又は作動ができる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

定期検査報告書  
（防火設備）  
（第一面）



建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 様

令和 年 月 日

報告者氏名

検査者氏名

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

要是正の指摘あり    (  既存不適格 )     指摘なし

※ 受付欄	※ 特記欄	※ 整理番号欄
令和 年 月 日		
第 号		
係員氏名		

防火設備の状況等

【 1 . 建築物の概要 】

【 イ . 階 数 】 地上 \_\_\_\_\_ 階 地下 \_\_\_\_\_ 階  
【 ロ . 建築面積 】 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
【 ハ . 延べ面積 】 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

【 2 . 確認済証交付年月日等 】

【 イ . 確認済証交付年月日 】 昭和・平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 第 \_\_\_\_\_ 号  
【 ロ . 確認済証交付者 】  建築主事等  指定確認検査機関 ( \_\_\_\_\_ )  
【 ハ . 検査済証交付年月日 】 昭和・平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 第 \_\_\_\_\_ 号  
【 ニ . 検査済証交付者 】  建築主事等  指定確認検査機関 ( \_\_\_\_\_ )

【 3 . 検査日等 】

【 イ . 今回の検査 】 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 実施  
【 ロ . 前回の検査 】  実施 ( 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 報告 )  未実施  
【 ハ . 前回の検査に関する書類の写し 】  有  無

【 4 . 防火設備の検査者 】

( 代表となる検査者 )

【 イ . 資 格 】 ( \_\_\_\_\_ ) 建築士 ( \_\_\_\_\_ ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
防火設備検査員 第 \_\_\_\_\_ 号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】 \_\_\_\_\_

【 ハ . 氏 名 】 \_\_\_\_\_

【 ニ . 勤 務 先 】 \_\_\_\_\_

( \_\_\_\_\_ ) 建築士事務所 ( \_\_\_\_\_ ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号

【 ホ . 郵便番号 】 \_\_\_\_\_

【 ヘ . 所 在 地 】 \_\_\_\_\_

【 ト . 電話番号 】 \_\_\_\_\_

( その他の検査者 )

【 イ . 資 格 】 ( \_\_\_\_\_ ) 建築士 ( \_\_\_\_\_ ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
防火設備検査員 第 \_\_\_\_\_ 号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】 \_\_\_\_\_

【 ハ . 氏 名 】 \_\_\_\_\_

【 ニ . 勤 務 先 】 \_\_\_\_\_

( \_\_\_\_\_ ) 建築士事務所 ( \_\_\_\_\_ ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号

【 ホ . 郵便番号 】 \_\_\_\_\_

【 ヘ . 所 在 地 】 \_\_\_\_\_

【 ト . 電話番号 】 \_\_\_\_\_

【 5 . 防火設備の概要 】

【 イ . 避難安全検証法等の適用 】  区画避難安全検証法 ( \_\_\_\_\_ 階 )  
 階避難安全検証法 ( \_\_\_\_\_ 階 )  全館避難安全検証法  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )

【 ロ . 防火設備 】  防火扉 ( \_\_\_\_\_ 枚 )  防火シャッター ( \_\_\_\_\_ 枚 )  
 耐火クロススクリーン ( \_\_\_\_\_ 枚 )  ドレンチャー ( \_\_\_\_\_ 台 )  
 その他 ( \_\_\_\_\_ 台 )

【 6 . 防火設備の検査の状況 】

【 イ . 指摘の内容 】  要是正の指摘あり (  既存不適格 )  指摘なし

【 ロ . 指摘の概要 】 \_\_\_\_\_

【 ハ . 改善予定の有無 】  有 ( 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月に改善予定 )  無

【 7 . 防火設備の不具合の発生状況 】

【 イ . 不 具 合 】  有  無

【 ロ . 不具合記録 】  有  無

【 ハ . 改善の状況 】  実施済  改善予定 ( 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月に改善予定 )  予定なし

【 8 . 備 考 】



(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。(整理番号については記入してください。)
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、第一面の4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて第一面の4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備に関する直前の報告(報告書を提出した日)について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係る全ての検査者について記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全検証性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。
- ⑫ 建築基準法第38条(同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑬ 5欄の「ロ」は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャージャーについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ⑭ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑭ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑮ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。)、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの(以下「不具合」という。)について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

#### 4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「—」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

整理番号欄

第三十六号の九様式（第六条、第六条の三、第十一条の三関係）（A4）

定期検査報告概要書  
（防火設備）  
（第一面）



【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

要是正の指摘あり （ 既存不適格）  指摘なし

【5. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】  有  無

【ロ. 不具合記録】  有  無

【ハ. 不具合の概要】

【ニ. 改善の状況】  実施済  改善予定（令和 年 月に改善予定）

予定なし（理由： \_\_\_\_\_ ）

防火設備の状況等

【 1 . 建築物の概要 】

【 イ . 階 数 】 地上 \_\_\_\_\_ 階 地下 \_\_\_\_\_ 階  
【 ロ . 建築面積 】 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
【 ハ . 延べ面積 】 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

【 2 . 確認済証交付年月日等 】

【 イ . 確認済証交付年月日 】 昭和・平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 第 \_\_\_\_\_ 号  
【 ロ . 確認済証交付者 】  建築主事等  指定確認検査機関 ( \_\_\_\_\_ )  
【 ハ . 検査済証交付年月日 】 昭和・平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 第 \_\_\_\_\_ 号  
【 ニ . 検査済証交付者 】  建築主事等  指定確認検査機関 ( \_\_\_\_\_ )

【 3 . 検査日等 】

【 イ . 今回の検査 】 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日実施  
【 ロ . 前回の検査 】  実施 ( 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日報告 )  未実施  
【 ハ . 前回の検査に関する書類の写し 】  有  無

【 4 . 防火設備の検査者 】

( 代表となる検査者 )

【 イ . 資 格 】 ( \_\_\_\_\_ ) 建築士 ( \_\_\_\_\_ ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
防火設備検査員 第 \_\_\_\_\_ 号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】 \_\_\_\_\_

【 ハ . 氏 名 】 \_\_\_\_\_

【 ニ . 勤 務 先 】 \_\_\_\_\_  
( \_\_\_\_\_ ) 建築士事務所 ( \_\_\_\_\_ ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号

【 ホ . 郵便番号 】 \_\_\_\_\_

【 ヘ . 所 在 地 】 \_\_\_\_\_

【 ト . 電話番号 】 \_\_\_\_\_

( その他の検査者 )

【 イ . 資 格 】 ( \_\_\_\_\_ ) 建築士 ( \_\_\_\_\_ ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
防火設備検査員 第 \_\_\_\_\_ 号

【 ロ . 氏名のフリガナ 】 \_\_\_\_\_

【 ハ . 氏 名 】 \_\_\_\_\_

【 ニ . 勤 務 先 】 \_\_\_\_\_  
( \_\_\_\_\_ ) 建築士事務所 ( \_\_\_\_\_ ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号

【 ホ . 郵便番号 】 \_\_\_\_\_

【 ヘ . 所 在 地 】 \_\_\_\_\_

【 ト . 電話番号 】 \_\_\_\_\_

【 5 . 防火設備の概要 】

【 イ . 避難安全検証法等の適用 】  区画避難安全検証法 ( \_\_\_\_\_ 階 )  
 階避難安全検証法 ( \_\_\_\_\_ 階 )  全館避難安全検証法  
 その他 ( \_\_\_\_\_ )

【 ロ . 防火設備 】  防火扉 ( \_\_\_\_\_ 枚 )  防火シャッター ( \_\_\_\_\_ 枚 )  
 耐火クロススクリーン ( \_\_\_\_\_ 枚 )  ドレンチャージャー ( \_\_\_\_\_ 台 )  
 その他 ( \_\_\_\_\_ 台 )

【 6 . 備 考 】

( 注意 )

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があった防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

検査結果表  
(防火扉)

当該検査 に関与し た検査者	氏名		検査者番号					
	代表となる検査者							
	その他の検査者							
番号	検査項目	検査事項	対象 の有無	検査結果			状況、対策等	担当 検査者 番号
				指摘 なし	要是 正	既存 不適 格		
(1)	防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況						
(2)		扉の取付けの状況						
(3)		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況						
(4)	常閉防火扉	固定の状況						
(5)	人の通行の用に供する部分に設ける防火扉	作動の状況						
(6)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置						
(7)		感知の状況						
(8)		温度ヒューズ装置	設置の状況					
(9)	連動機構	スイッチ類及び表示灯の状況						
(10)		連動制御器	結線接続の状況					
(11)			接地の状況					
(12)			予備電源への切り替えの状況					
(13)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況						
(14)		容量の状況						
(15)	自動閉鎖装置	設置の状況						
(16)		再ロック防止機構の作動の状況						
(17)	総合的な作動の状況	防火扉(常閉防火扉を除く。)の閉鎖の状況						
(18)		防火区画の形成の状況						
<b>上記以外の検査項目</b>								
<b>特記事項</b>								
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月				

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。  
【注意：神奈川県内は対象の有無欄に対象であれば○を記入し、該当しない場合でも「-」を記入する必要はありません。  
】
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、防火設備の検査方法、判定基準別表第一(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑫ 対象建築物の全ての各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表  
(防火シャッター)

当該検査 に 関与 した 検査者	氏名		検査者番号					
	代表となる検査者							
	その他の検査者							
番号	検査項目	検査事項	対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号
				指摘なし	要正	既存不適格		
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況					
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況 ※					
(3)			スプロケットの設置の状況 ※					
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況 ※					
(5)			ローラチェーン又はワイヤロープの劣化及び損傷の状況					
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況					
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況					
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況					
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況					
(10)		危害防止装置 (人の通行の用に供する部分に設ける防火シャッターに係るものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況					
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況					
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況					
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況					
(14)			作動の状況					
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置					
(16)			感知の状況					
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況					
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況					
(19)			結線接続の状況					
(20)			接地の状況					
(21)			予備電源への切り替えの状況					
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況					
(23)			容量の状況					
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況					
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況						
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況						
(27)		防火区画の形成の状況						
<b>上記以外の検査項目</b>								
<b>特記事項</b>								
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月				

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。  
【注意：神奈川県内は対象の有無欄に対象であれば○を記入し、該当しない場合でも「-」を記入する必要はありません。  
】
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、防火設備の検査方法、判定基準別表第二(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ ※欄は、日常的に閉鎖するものについてのみ記入してください。
- ⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑬ 対象建築物の全ての各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑭ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表  
(耐火クロススクリーン)

当該検査 に関与し た検査者	氏名		検査者番号					
	代表となる検査者							
	その他の検査者							
番号	検査項目	検査事項	対象の有無	検査結果			状況、対策等	担当検査者番号
				指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況					
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況					
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況					
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況					
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況					
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況					
(7)		危害防止装置 (人の通行の用に供する部分に設ける耐火クロススクリーンに係るものに限る。)	危害防止用連動中継器の配線の状況					
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況					
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況					
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況					
(11)			作動の状況					
(12)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置					
(13)		感知の状況						
(14)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況					
(15)			結線接続の状況					
(16)			接地の状況					
(17)			予備電源への切り替えの状況					
(18)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況					
(19)			容量の状況					
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況					
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況					
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況						
(23)		防火区画の形成の状況						
<b>上記以外の検査項目</b>								
<b>特記事項</b>								
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月				

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。  
【注意：神奈川県内は対象の有無欄に対象であれば○を記入し、該当しない場合でも「-」を記入する必要はありません。  
】
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、防火設備の検査方法、判定基準別表第三(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑫ 対象建築物の全ての各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

別記第四号 (A4)

検査結果表  
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該検査に 関与した検 査者			氏 名		検査者番号			
	代表となる検査者							
	その他の検査者							
番号	検 査 項 目	検 査 事 項	対 象 の 有 無	検 査 結 果			状 況、対 策 等	担 当 検 査 者 番 号
				指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格		
(1)	ド レ ン チ ャ ー 等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況					
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況					
(3)		開閉弁	開閉弁の状況					
(4)		排水設備	排水の状況					
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況					
(6)			給水装置の状況					
(7)		加 圧 送 水 装 置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況					
(8)			結線接続の状況					
(9)			接地の状況					
(10)			ポンプ及び電動機の状況					
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況					
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況					
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況					
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況					
(15)	連 動 機 構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置 感知の状況					
(16)		連 動 制 御 器	スイッチ類及び表示灯の状況					
(17)			結線接続の状況					
(18)			接地の状況					
(19)			予備電源への切り替えの状況					
(20)		連 動 機 構 用 予 備 電 源	劣化及び損傷の状況					
(21)			容量の状況					
(22)		自動作動装置	設置の状況					
(23)	手動作動装置	設置の状況						
(24)	総 合 的 な 作 動 の 状 況	ドレンチャー等の作動の状況						
(25)		防火区画の形成の状況						
(26)	<b>上記以外の検査項目</b>							
<b>特記事項</b>								
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月				

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。  
【注意：神奈川県内は対象の有無欄に対象であれば○を記入し、該当しない場合でも「-」を記入する必要はありません。  
】
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、防火設備の検査方法、判定基準別表第四(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第2第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。また、第2第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑫ 対象建築物の全ての各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャ―その他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む。)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

部位	番号	検査項目	検査結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真添付			特記事項	

部位	番号	検査項目	検査結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他
写真添付			特記事項	

(注意)

- ① この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

様式1

修理・交換・改善等を要する設備等の報告

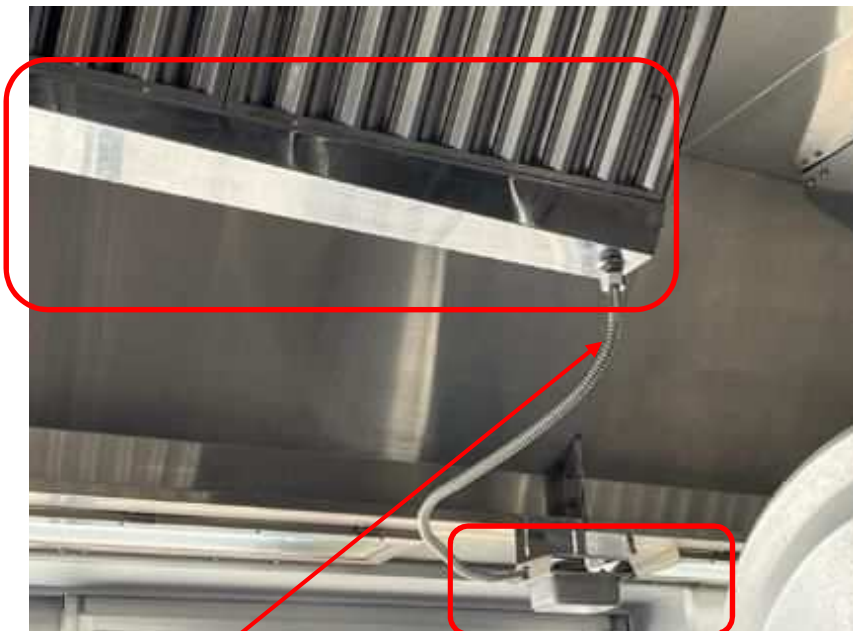
No.

学校名	学校	日時	月	日	学校へ報告済
名称	製造元・仕様等				
設置場所					
区分	<input type="checkbox"/> 直ちに対応を要する	<input type="checkbox"/> 早期に対応を要する	<input type="checkbox"/> 対応を要する	<input type="checkbox"/> その他	
状況	<hr/> <hr/>				
写真	<div style="border: 1px solid black; width: 400px; height: 200px; margin: 0 auto; text-align: center; padding: 50px 0;">写真添付</div>				
備考					

※必要に応じて作成する

## 補足資料

### 【グリスフィルターのジャバラホース、オイルカップ等について】



- ・工具にてステンレスチューブ（ジャバラのホース）を取外し、チューブ内を洗浄し汚れを除去する
  - ・オイルカップを取外して洗浄し汚れを除去する
  - ・オイルパンやカップホルダー等に汚れが残っていないことを確認してください
- ※ステンレスチューブ及びオイルカップを外して清掃したことがわかる記録写真を提出してください

### 【学校が指定した箇所の清掃について】

- ・提供資料の内容を確認し、各箇所に適した方法により清掃するものとする

### 【写真データについて】

各学校の給食室内全景写真、清掃した設備・付属品、各窓ガラスの清掃作業中の写真を必ず撮影してください

#### ◎写真撮影

- ・給食室内の状況がわかるようにしてください
- ・作業した全ての換気設備（給食室の内部・屋外）がわかるようにしてください
- ・ステンレスチューブ及びオイルカップを外して清掃したことがわかる写真としてください
- ・ガラス面の数がわかるようにしてください（作業中の写真と兼用でも可）
- ・写真データは、可能な限りCD 1枚に収まるようにしてください

### 貯水槽清掃完了結果報告書

施設名				住所				
実施日時	年 月 日			現場監督者名				
	午前	時	分	作業員名				
	午後	時	分					

No.	水槽名	設置場所	構造	材質	有効容量	水槽の寸法				備考
1	受水槽 高置水槽	外 地上 屋内 地下式 屋上	単槽 二槽	ステンレス 鋼製 FRP コンクリート その他( )	m <sup>3</sup>	たて	よこ	水深	本体容量	
						単位:m				
2	受水槽 高置水槽	外 地上 屋内 地下式 屋上	単槽 二槽	ステンレス 鋼製 FRP コンクリート その他( )	m <sup>3</sup>	たて	よこ	水深	本体容量	
						単位:m				
3	受水槽 高置水槽	外 地上 屋内 地下式 屋上	単槽 二槽	ステンレス 鋼製 FRP コンクリート その他( )	m <sup>3</sup>	たて	よこ	水深	本体容量	
						単位:m				
4	受水槽 高置水槽	外 地上 屋内 地下式 屋上	単槽 二槽	ステンレス 鋼製 FRP コンクリート その他( )	m <sup>3</sup>	たて	よこ	水深	本体容量	
						単位:m				
5	受水槽 高置水槽	外 地上 屋内 地下式 屋上	単槽 二槽	ステンレス 鋼製 FRP コンクリート その他( )	m <sup>3</sup>	たて	よこ	水深	本体容量	
						単位:m				
6	受水槽 高置水槽	外 地上 屋内 地下式 屋上	単槽 二槽	ステンレス 鋼製 FRP コンクリート その他( )	m <sup>3</sup>	たて	よこ	水深	本体容量	
						単位:m				
7	受水槽 高置水槽	外 地上 屋内 地下式 屋上	単槽 二槽	ステンレス 鋼製 FRP コンクリート その他( )	m <sup>3</sup>	たて	よこ	水深	本体容量	
						単位:m				
8	受水槽 高置水槽	外 地上 屋内 地下式 屋上	単槽 二槽	ステンレス 鋼製 FRP コンクリート その他( )	m <sup>3</sup>	たて	よこ	水深	本体容量	
						単位:m				

指摘事項等の有無(どちらかにチェック)

指摘事項等 無 指摘事項等 有(別途に詳細の書類作成あり)

---



---



---

【様式2】

貯水槽清掃点検表										
検査項目		判定 (※)								
		No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	
1	水槽の周囲の状態	①	水槽周辺は清潔になっていること							
2	ふた、マンホールの状態	①	ふたが防水密閉型のもので衛生上有害なものが入らないこと							
		②	マンホールのふたが正常に鍵がかかっていること							
		③	マンホールの面は槽上面から立上げ(嵩上げ)があること							
3	水槽内部の状態	①	内壁に異物、付着物、亀裂、漏水箇所がないこと							
		②	当該設備以外の配管が設置されていないこと							
		③	ボールタップ動作機能が正常であること							
		④	フート弁、電極棒動作機能が正常であること							
		⑤	槽底沈殿物・堆積物、錆がないこと							
		⑥	槽内梯子に錆・水垢・腐食がないこと							
4	オーバーフロー、フロー管の状態	①	管端部から衛生上有害なものが入らないこと							
		②	管端部と排水管の流入口等の直接連結されていないこと(クロスコネクション)							
		③	管端部の防虫網が正常であること							
5	その他	①	各警報及び自動操作状態							
		②	各バルブ類の機能状態							
		③	各ポンプの機能、腐食等の状態							
		④	配管フート弁等の錆付着物がないこと							
		⑤	その他( )							
判定(※) ○ 次回検査までに不具合が生じる可能性が極めて少ない状態 △ 次回検査までに不具合が生じる可能性がある状態(別途に詳細がわかるように書類を作成) × すぐに修繕が必要な状態(別途に詳細がわかるように書類を作成) / 設備なし										
No.1 水質検査	作業開始前	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
	作業終了後	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
No.2 水質検査	作業開始前	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
	作業終了後	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
No.3 水質検査	作業開始前	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
	作業終了後	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
No.4 水質検査	作業開始前	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
	作業終了後	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
No.5 水質検査	作業開始前	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
	作業終了後	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
No.6 水質検査	作業開始前	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
	作業終了後	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
No.7 水質検査	作業開始前	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
	作業終了後	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
No.8 水質検査	作業開始前	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								
	作業終了後	残留塩素( mg/l)、色( 度以下)、濁り( 度以下)、味( )、臭い( )								

記載のとおり貯水槽清掃点検が完了したことを確認しました。



【様式4】

貯水槽（関係写真含む）(A4)

学校名

---

写真添付	写真の名称を記載(対象学校名・水槽外観全景・水槽ラベル・清掃前・清掃中(作業中)・清掃後・薬品類・ポンプ等)
------	--

写真添付	写真の名称を記載(対象学校名・水槽外観全景・水槽ラベル・清掃前・清掃中(作業中)・清掃後・薬品類・ポンプ等)
------	--

写真添付	写真の名称を記載(対象学校名・水槽外観全景・水槽ラベル・清掃前・清掃中(作業中)・清掃後・薬品類・ポンプ等)
------	--

(別表8-1)

## 可動床装置定期点検基準

### 1, 趣 旨

この基準は、プールに設置される可動床装置の機器・部品の故障・寿命等によるトラブル・災害を防止するため、当該可動床装置について定期的に点検を行う場合の点検項目・点検方法及び判定基準を定めたものである。

### 2, 定期点検項目・基準

可動床装置の定期点検項目・点検方法及び判定規準は、次の表による。

	部 分	点検項目	点検内容	判定規準	点検場所	調整場所
1	可 動 床	1)吊点レベル差	1)各吊点の水深を測定し、著しいレベル差がないこと。	1)各吊点レベル差 ±5mm以内	可動床上 (水深100mm)	ピット内
		2)昇降速度(参考値)	2)昇降速度の測定確認。 (ストップウォッチ)	2)0.18m/min(設計値) 標準タイプ	可動床上	
		3)停止精度(床吊点)	3)停止レベル測定確認。 (コンベックス)	3)設定値±5mm以内	可動床上	
		4)浮力バランス (浮力材は消耗品)	4)可動床の高低差が小さいこと。 (コンベックス)	4)吊点に対し高低差 50mm以内	可動床上 (水深100mm)	可動床下 (水中)
2	デッキ材	1)デッキ材の外観確認	1)目視にて観察し、傷等ないこと。	1)表面に深い傷等のないこと。	可動床上	
			2)デッキ材のスキマが小さいこと。	2)6mm以下		可動床下
			3)デッキ材、コーナアングルの外れはないか。	3)外れなし		可動床上
		2)コースラインの塗装状態	4)目視にてコースラインの塗装状態の確認	4)剥離、傷等により外観不良でないこと。 (不良部は客先殿判断、指示により対応する)	可動床上	
3)デッキ材の取付状態	5)止め金具のゆるみ、外れ状態の確認	5)増し締めによる確認。	可動床下 (水中)	可動床下 (水中)		
3	メインポスト	1)吊りチェーン・スプロケットの状態	1)チェーンのゆるみ確認。	1)適正なテンション状態のこと。 (撓み=スプロケット間距離×2%以内)	可動床下 (水中)	可動床下 (水中)
		2)シャッターの作動状況	2)目視にて観察し、作動中に引っ掛かり等の異常確認。	2)引っ掛かり等のないこと。	可動床上	可動床下 (水中)
		3)シャッターの状況 (シャッターは消耗品)	3)表層部の剥離、欠け、傷等の状況確認。	3)安全上、作動上および外観上問題となる傷、亀裂等がないこと。	可動床上 (水中)	
			劣化磨耗による減厚確認。	シャッター厚み3mm以上(新品4mm)	可動床上 (水中)	
フロントカバーとシャッターの隙間確認。	フロントカバーとの隙間(2~3mm) シャッター新品時の設計値 2mm	可動床上 (水中)				
4	駆 動 部	1)モーターの取付状態 作動時の異常音 負荷電流値	1)取付ボルトの緩み確認。 異常音の有無確認。 電流計による負荷電流測定。 (クランプメーター)	1)取付ボルトにゆるみのないこと。 異常音のないこと。 定格電流値以内であること。	ピット内	ピット内
		2)減速機の取付状態 作動時の異常音	2)取付ボルトのゆるみ確認。 異常音の有無確認。	2)取付ボルトにゆるみのないこと。 異常音のないこと。		
		3)駆動軸外観確認 接続部のゆるみ確認	3)目視にて観察し、外見上の異常の有無を確認する。 カップリングのゆるみ確認。	3)亀裂・損傷・その他外見上の異常が無いこと。 取付ボルトにゆるみのないこと。	ピット内	ピット内
		4)駆動軸受の取付状態 作動時の異常音	4)取付ボルトのゆるみ確認。 異常音の有無確認。	4)取付ボルトにゆるみのないこと。 異常音のないこと。	ピット内	ピット内
		5)駆動チェーン・スプロケット	5)チェーンのゆるみ確認。 給脂状態の確認。	5)適正なテンション状態のこと。 適正な給脂状態であること。	ピット内	ピット内
		6)トルクリミッター パワーロックの状態	6)機器の滑り状況確認。	6)滑りがなくないこと。	ピット内	ピット内

	部 分	点検項目	点検内容	判定規準	点検場所	調整場所
4	駆 動 部	7)カップリングの取付状態	7)取付ボルトのゆるみ確認。	7)取付ボルトにゆるみのないこと。	ピット内	ピット内
		8)駆動軸ボックスの状態	8)駆動軸ボックス周辺からの水漏れ	8)水漏れのないこと。	ピット内	ピット内
		9)駆動軸シールの状態	9)駆動軸ボックス周辺からの水漏れ	9)水漏れのないこと。	ピット内	ピット内
		10)位置検出用ボールネジの状態	10)目視にて観察し、作動状態の良否を確認する。	10)正常な作動状態であること。	ピット内	ピット内
		11)各機器のボルト締付け状態	11)ボルトのゆるみ確認。	11)ボルトにゆるみのないこと。	ピット内	ピット内
		12)ピット内メッキ部の状態	12)ピット内メッキ部の発錆状況	12)メッキ部より著しい発錆のないこと。	ピット内	ピット内
		13)ピット内の状態（環境）	13)水溜りの有無。換気（結露の発生）状態。	13)機器が水没していないこと。機器類に結露がないこと。	ピット内	ピット内
5	固 定 柱	1)旋回状態、ねじ込み状態の確認	1)治工具により作動できるか。	1)問題なくセットできること。	可動床上	可動床下 (水中)
		2)収納(セット)状態の確認 (浮力材は消耗品)	2)浮力により床下に格納されているか。(セット状況の良否)	2)床下に格納されること。 (格納不十分の場合は浮力材の交換が必要)	可動床上	可動床下 (水中)
6	振れ止めローラー	1)振止ローラーの取付状態	1)取付ボルトのゆるみ確認。	1)取付ボルトにゆるみのないこと。	可動床下 (水中)	可動床下 (水中)
			2)プールの壁との隙間確認。 (コンパックス)	2)隙間 5mm以内 注)プールの壁の傾きに注意	可動床上	可動床下 (水中)
7	電 気 機 器	1)上昇・下降限センサーの作動状態の確認	1)停止位置で検出されているか。	1)正常に検出されること。	操作盤 ピット内	
		2)操作盤・制御盤	2)機器の破損、損傷、ビスの緩み	2)破損、損傷、緩みのないこと。	操作盤	操作盤
		3)位置検出器 エンコーダー、アブソリューター	3)昇降位置の検出状態を パネルの水深数値表示で確認	3)滑らかに切替わること。	操作盤	
		4)タッチパネルの状態	4)画面の明瞭度。	4)操作に支障のないこと。	操作盤	
		5)絶縁抵抗の確認	5)モーターの絶縁抵抗値測定 (メガー)	5)10MΩ以上	操作盤	
		6)電圧の確認	6)電圧測定 (テスター)	6)±10%以内	操作盤	
8	そ の 他	1)お客様要望事項	1)お客様要望・指摘事項の 確認・調査			

(別表9-1)

(1) 点検

各設備の点検は次のとおりとする。

設備・点検内容等	毎月	年2回 ※1	備考
<b>集水設備</b>			
ルーフドレン周辺蓄積物・汚れの点検		○	
沈砂槽への雨水集水配管内の漏水等の点検		○	
沈砂槽への桝内汚れ・漏水等の点検		○	
オーバーフロー・スクリーンの点検	○		
<b>沈砂槽</b>			
槽内の汚れ・沈殿物・浮遊物の点検		○	
昆虫の発生状況及び槽構造物の損傷の点検		○	
<b>貯留槽</b>			
槽内の汚れ・沈殿物・浮遊物の点検		○	点検マンホールより確認
昆虫の発生状況及び槽構造物の損傷の点検		○	
水位点検・警報装置等の作動確認		○	
<b>ポンプ槽 (ポンプ類を含む)</b>			
槽内の汚れ・沈殿物・浮遊物の点検		○	・グラントパッキンの点検を適時実施 ・薬剤は次亜塩素酸ソーダを含む。
昆虫の発生状況及び槽構造物の損傷の点検		○	
水位関係電極の作動確認及び補給水関係の作動確認		○	
揚水ポンプ・加圧ポンプ類の作動確認	○		
滅菌装置の作動確認及び薬剤補給	○		
薬剤：次亜塩素酸ナトリウム	○		
<b>高置水槽</b>			
槽内の汚れ・沈殿物・浮遊物の点検	○		
水槽マンホールの鍵、防虫網等の点検	○		
<b>その他</b>			
量水器の点検及び検針※2	○		
便器の汚れ、目詰まり等の点検		○	

※1 点検の間隔は6か月間とし、履行期間中に2回実施すること。

※2 量水器の点検及び検針は、原則毎月1日とし、その日が休日等にあたる時は、1日の前後の日を実施する。また、検針の際には検針メーターの写真を撮影する。

検針結果については、別紙『雨水使用量集計表』に記載し、検針の際に撮影した写真と合わせて速やかに教育環境整備推進室へ提出すること。

(2) 清掃

各設備の清掃は次のとおりとし、計1回実施すること。

設備・清掃箇所等	清掃方法等
<b>集水設備</b>	
ルーフドレン周辺の清掃	
沈砂槽への雨水集水配管内の清掃	
沈砂槽への桝内清掃	
オーバーフロー・スクリーンの清掃	
<b>沈砂槽</b>	
槽内の清掃	水中ポンプ等で水を抜き、壁面、床面及び天井に清水をかけながらブラシがけをする。(沈砂は校内処理)
<b>高置水槽</b>	
槽内の清掃	水槽内の水を抜き、錆び落とし、薬品洗浄の後、清水洗浄を行う。

(3) 水質検査

次のとおり実施すること。

検査項目	頻度
水素イオン濃度、臭気、外観、大腸菌又は大腸菌群、遊離残留塩素	2回/年

## 清掃作業要領

・清掃には児童・生徒の健康に影響を与えず、環境に配慮した洗剤を用いること。  
 ・廃棄物(生埋用汚物及びおむつ含む)は、清掃実施の都度、トイレエリアにある缶容器を回収し各校の廃棄物集積所へ運ぶこと。また、回収した中身が見えないように紙袋に入れるなど配慮すること。

### ○ 通常清掃

清掃箇所		清掃方法
小便器		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポンジたわし等で洗剤を使って汚れを除く。</li> <li>・目皿を外して汚れを取る。目皿の裏の汚れも取る。</li> <li>・金属部分を拭く。</li> <li>・乾布で拭く。</li> <li>・薬品を使わない尿石除去</li> </ul> 注1)年1回、薬品を使用した黄ばみとり・黒ずみとり・尿石除去を実施する。
和式便器		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポンジたわし等で洗剤を使って汚れを除く。</li> <li>・金属部分を拭く。</li> <li>・乾布で仕上げ拭き。</li> <li>・薬品を使わない尿石除去</li> </ul> 注1)年1回、薬品を使用した黄ばみとり・黒ずみとり・尿石除去を実施する。
洋式便器		<ul style="list-style-type: none"> <li>・便器の蓋(表・裏)を拭く。</li> <li>・便座は固く絞ったタオルで拭く。</li> <li>・スポンジたわし等で洗剤を使い汚れをこする。</li> <li>・金属部分を拭く。</li> <li>・乾布で拭く。</li> <li>・薬品を使わない尿石除去</li> </ul> 注1)年1回、薬品を使用した黄ばみとり・黒ずみとり・尿石除去を実施する。
床面	ウエットタイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみを除去後、水を十分に流し洗剤を使って汚れを除く。</li> <li>・床排水口の目皿を外して汚れを取り、排水口の清掃をする。</li> <li>・水洗い後、水滴を残さぬように乾拭きする。</li> </ul>
	ドライタイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拭き掃除後、洗剤を使って汚れを除く。</li> <li>・水洗いはせず、清水拭きを行う。</li> <li>・水滴を残さぬように乾拭きする。</li> </ul>
洗面台等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡は洗剤を使って拭き跡の残らぬように拭く。</li> <li>・洗面器は、スポンジたわし等で洗剤を使い汚れを除く。</li> <li>・カウンターは固く絞ったタオルで拭く。</li> </ul>
壁面・ドア・仕切り		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手の届く範囲を固く絞ったタオルで拭く。</li> <li>・汚れている場合は洗剤を使って汚れを除く。</li> </ul>
便器以外の金属部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・固く絞ったタオルで拭く。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・くもの巣を取り除く。</li> <li>・清掃用流し等付帯設備についても適正な方法で清掃を行う。</li> </ul>

注1) 年1回、通常清掃において薬品を使用した黄ばみとり・黒ずみとり・尿石除去を実施するのは、小学校と特別支援学校のみ。また、実施日については、事前に学校と調整をすること。

### ○ 特別清掃(原則、夏期休業中に実施。ただし、高等学校を除く)

※実施日については、事前に学校と調整をすること。

清掃箇所	清掃方法
------	------

小便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポンジたわし等で洗剤を使って汚れを除く。</li> <li>・目皿を外して汚れを取る。目皿の裏の汚れも取る。</li> <li>・金属部分を拭く。</li> <li>・乾布で拭く。</li> <li>・薬品を使用した黄ばみとり・黒ずみとり・尿石除去</li> </ul>	
和式便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポンジたわし等で洗剤を使って汚れを除く。</li> <li>・金属部分を拭く。</li> <li>・乾布で仕上げ拭き。</li> <li>・薬品を使用した黄ばみとり・黒ずみとり・尿石除去</li> </ul>	
洋式便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便器の蓋(表・裏)を拭く。</li> <li>・便座は固く絞ったタオルで拭く。</li> <li>・スポンジたわし等で洗剤を使い汚れをこする。</li> <li>・金属部分を拭く。</li> <li>・乾布で拭く。</li> <li>・薬品を使用した黄ばみとり・黒ずみとり・尿石除去</li> </ul>	
床面	ウエットタイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみを除去後、水を十分に流し洗剤を使って汚れを除く。</li> <li>・床排水口の目皿を外して汚れを取り、排水口の清掃をする。</li> <li>・ホットンヤールによる磁器タイル床の磨き出し、またはこれに準じる清掃を行う。</li> <li>・水洗い後、水滴を残さぬように乾拭きする。</li> </ul>
	ドライタイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拭き掃除後、洗剤を使って汚れを除く。</li> <li>・水洗いはせず、清水拭きを行う。</li> <li>・洗剤ワックスまたはこれに準じる清掃を行う。</li> <li>・水滴を残さぬように乾拭きする。</li> </ul>
洗面台等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鏡は洗剤を使って拭き跡の残らぬように拭く。</li> <li>・洗面器は、スポンジたわし等で洗剤を使い汚れを除く。</li> <li>・カウンターは固く絞ったタオルで拭く。</li> </ul>	
壁面・ドア・仕切り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手の届く範囲を固く絞ったタオルで拭く。</li> <li>・汚れている場合は洗剤を使って汚れを除く。</li> </ul>	
便器以外の金属部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固く絞ったタオルで拭く。</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くもの巣を取り除く。</li> <li>・清掃用流し等付帯設備についても適正な方法で清掃を行う。</li> </ul>	

(別表14-1)

(別表14-1-1) 空気環境測定と基準値

測定項目	基準値
浮遊粉塵	0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下
一酸化炭素	6 ppm 以下
二酸化炭素	1,000 ppm 以下
温度	18～28 度
相対湿度	40～70 %
気流	0.5 m/s 以下
ホルムアルデヒドの量 ※1	0.1 mg/m <sup>3</sup> 以下

※1 ホルムアルデヒドの測定については、新築施設がある場合にのみ測定する。(6月～9月の間に1回)

(別表14-1-2) ポイント数の例(単位㎡)

延べ床面積	測定面積 (空調比60%)	床面積 (1測点あたり)	外気取入口	合計
3,000	1,800	300	1点	7点
5,000	3,000	400	1点	9点
10,000	6,000	500	1点	13点
20,000	12,000	800	1点	16点

(別表14-1-3) 飲料水検査(水道法水質基準項目)

グループ名	検査項目	検査頻度
省略不可項目 (11項目)	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素量)、pH値、味、臭気、色度、濁度、亜硝酸態窒素	6月以内ごとに1回、定期的に実施 ※水質検査結果が基準に適合していた場合には、次回に限り省略可
重金属(4項目)※	鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物	
蒸発残留物(1項目)※	蒸発残留物	
消毒副生成物(12項目)	シアン化合物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromokロロメタン、及びブromokロロホルムのそれぞれの濃度の総和)、トリクロロ酢酸、ブromokロロメタン、ブromokロロホルム、ホルムアルデヒド	6月1日から9月30日までの間に1回実施

また、学校薬剤師の行う、水質検査の成績書の写しも保管すること。